

平成26年第2回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年6月17日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	6月19日 午前10時00分		
	散 会	6月19日 午後4時21分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会 議 録 署 名 議 員	6	座間味 薫	7	山 内 聰
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	田 場 盛 史
	副 村 長	大 城 清 紀	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	小那覇 安 隆	総 務 課 主 幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦		
	学 校 教 育 課 長	田 港 朝 津		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	島 袋 輝 也			

平成26年第2回今帰仁村議会定例会

議事日程第3号

平成26年6月19日（木曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 昨日に引き続き「一般質問」を行います。

順次発言を許します。5番 與那嶺篤哉議員の発言を許します。5番 與那嶺篤哉議員。

○ 5番 與那嶺篤哉君 改めまして、おはようございます。

平成26年6月定例議会におきまして、さきに通告してありました次の事項について一般質問いたします。

質問事項1. 天底簡易水道事業、吉事水源池の上の用地の購入について。現在まで地権者が土地の利用もできない状況にあり、村との土地利用契約もなく、これまで水源涵養林用地として無償で村に協力していますが、村として涵養林確保、水道事業の継続の面からも用地の取得はぜひ必要と思いますが、村としてどのように進めていくかお伺いいたします。

2点目に保育行政について。今帰仁村で安心して子供を産み育て、親子が生き生きと健やかに成長できる環境づくり、子育て行政について最重要課題の待機児童対策などの村の見解を伺います。

また、保育所建設については、公立保育所には国・県の財政的支援がないとのことであり、村営の3保育所も老朽化が進んでいると思われませんが、村として財政面の対応はどのように考えるかお伺いいたします。以上。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時01分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時02分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 與那嶺篤哉議員のご質問にお答えいたします。

1点目の天底簡易水道事業、吉事水源池の上の用地購入についてのご質問にお答えいたします。

吉事浄水場は、昭和61年度に施設整備を行い、吉事湧水池より取水し、仲宗根浄水場内のポンプにより天底配水池へ送水し、仲宗根区、玉城区を含む東側地区9字の水需要者へ安全で安心な水の供給を行っています。

吉事水源池に隣接する土地について、地権者から用地の買い上げをしてもらいたいとの要望があり、村としましては水道事業の財源が厳しい状況にあり、予算措置できる事業がないか検討してはいましたが、地域の元気臨時交付金で予算を手当できるめどがつき、平成25年12月議会において予算を確保いたしました。

その後、用地購入予定の地番に用地鑑定を入れ、評価額に基づき平成26年1月から3月まで用地購入の依頼のあった地権者と交渉を行ってまいりましたが、契約に至りませんでした。

村としましては、吉事湧水池隣接の土地について、用地購入を進める上で、財政状況が厳しい状況であるため、事業化により財政措置できる予算の確保を考慮しながら、地権者が土地の鑑定評価額で同意できるよう、話し合いを進めていきたいと考えております。

2の保育行政についてのご質問にお答えいたします。本村の保育行政において待機児童対策は最重要課題であります。村の子育て家庭を対象に昨年度実施いたしました「今帰仁村こども、子育てに関するニーズ調査」においても、待機児童の解消は延長保育や幼稚園の午後の預かり保育等とともに一定のニーズが

見られました。

現在、これまでの子育て計画の成果確認と課題整理を行うとともに、ニーズ調査から見える子育て支援対策の課題解決に向けた、新たな「今帰仁村こども、子育て支援事業計画」の策定作業を進めているところであります。

今年度の待機児童解消対策は、沖縄県の待機児童対策特別事業を活用し、今帰仁保育園に臨時的職員を1名配置しているほか、全保育所の定員増や定員の弾力化措置によって最大限の児童受け入れを行うなど、待機児童の解消に努めております。

また、公立保育所の建設や改修については、現在のところ国や県の財政的支援はありません。保育施設の老朽化に伴う建てかえや大規模な改築ができない財政状況のなか、待機児童の解消や質の高い幼児期の学校教育・保育を提供していくための複数年保育等の検討とあわせて、さまざまな角度から施設整備計画の協議や施設整備が対象となる新たな補助事業の模索に努めてまいります。

あわせて、公立保育所以外の施設整備に国の財政的な支援が期待できる許認可移行支援事業等の運営支援制度の活用も念頭に置きつつ、無認可保育所の認可移行に向けた取り組みへの働きかけや社会福祉法人等へ本村の保育所設置要請についても引き続き検討していく必要があると考えております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 答弁書のほうに吉事浄水場は、昭和61年度に整備を行いとありますけれども、その前の状況はどういう形だったのか説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質問にお答えいたします。

吉事浄水場の建設については、昭和61年度に建設を行っていますが、天底簡易水道事業として認可を受けたのが昭和51年7月26日に認可を受けております。その後、認可を受けた後に昭和61年に吉事の浄水場の整備を行っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 天底簡易水道は昭和51年ということですが、そのときの管理は村が管理していたんですか。字が管理していたんですか。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質問にお答えいたします。

認可を受けた昭和51年の後は村のほうの管理になっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 昭和51年から村の管理ということですが、その前の管理は各字でやっていたのか。わかれば答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質問にお答えいたします。

認可を受ける前については、字の水道として利用していた状況があると考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 仲宗根区、玉城区を含む東側9字ということでありまして、この水道事業条例によると、古宇利まで、10地区だと思っておりますけれども、再度確認します。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質問にお答えいたします。

給水区域については、呉我山区、天底区、勢理客区、渡喜仁区、上運天区、運天区、古宇利区、仲宗根区、玉城地区の9区と及び謝名地区の一部は給水しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 9地区と謝名の一部ということでありまして、この地区は何世帯で、企業局との割合があると思っておりますけれども、一部は企業局の水、吉事の水とブレンドされていると思っておりますけれども、それは何対何でブレンドされているのか。世帯地区がわかれば答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまのご質問にお答えいたします。

天底簡易水道事業の給水戸数については、平成23年3月末のデータなんですけれども、1,494戸の戸数に給水を行っております。それと企業局からの受水のブレンドの割合なんですけれども、自己水が約6割、企業局からの受水が4割で取水しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時12分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時12分)

建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 答弁漏れで追加の説明をいたします。

天底配水池にいく水のほうは、仲宗根の井戸のほうから取水して、仲宗根浄水場に送って、吉事浄水場と仲宗根浄水場をブレンドして天底配水池に送っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 謝名のほうの井戸から仲宗根浄水場で、ブレンドは天底簡易水道の貯水池でブレンドするという考えでよろしいですか。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 吉事浄水場のほうは、吉事の湧水池のほうから取水しているものは吉事の浄水場で浄水して、仲宗根の井戸のほうから取水しているものについては、仲宗根浄水場のほうにいらいますので、いったん吉事の浄水場から仲宗根の浄水場の浄水された水を仲宗根浄水場に送って、それから天底の配水池に送水しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 ある程度、理解できました。

それと昨年の12月補正で、地域の元気臨時交付金で購入の予算がついたということでありましてけれども、用地交渉を行ったが、評価額に対して条件の折り合いがつかなかったということでありましてけれども、この交渉は、どのように行ったか。何回ぐらい行ったか。答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 建設課長。

○ **建設課長 金城正明君** ただいまのご質問にお答えいたします。

用地の購入の交渉については、まず平成25年4月に吉事の水源地の隣接の地主のほうから用地を買い上げてもらいたいという話がありまして、そのときに建設課のほうで、この話を伺って、今、水道事業のほうの財源的にも非常に厳しい状況がある中で、県の水道事業として事業化できないかどうかというのを伝えて、県と調整していきたいということで、4月には伝えております。その後、村としましては、県と事業化について話を進めていったんですが、県のほうで水道事業のほうでは、事業できるメニューがないということの回答がありましたので、それを地権者の代理の方に伝えて、それから平成25年7月に、県のことを伝えております。県のほうでの事業化のものについては、事業するメニューがないということ伝えて、今後、財源を確保できるものがあるかどうか、村のほうでいろいろ調査しながら、また用地の購入については考えていきたいという旨を伝えております。

それからずっと村のほうで、この用地の購入の財源を探していましたが、先ほどの地域の元気臨時交付金、それらのものの交付金が創出されまして、これは国の経済対策の一環のもので、水道事業についても、平成24年の補正予算で事業のものを取ってございましたので、それに対する財源手当ということで、地域の元気臨時交付金の手当された状況がありましたので、その中で水道事業は、今、3地区行っているんですが、諸志地区と、天底地区、湧川地区、その3地区の事業の村の財源の手当をするための交付金として、申請を行いながら吉事の用地のものも交付金の中の実施計画の中に入れて申請しましたところ、この交付金が認められて、平成25年の12月議会で予算を計上した経緯があります。

それから用地の交渉については、そのあと12月の議会のすぐ後に、正式に用地の鑑定を入れまして、その鑑定を入れた後に、まず1月に鑑定評価が出た用地価格をもって、地主と交渉を行っております。それと1月に2回、2月にも交渉を行って、最終的に用地の鑑定評価を提示してきましたが、地主の了解が得られない状況の中で、用地の購入ができない状況になっておりました。地域の元気臨時交付金については、平成25年度内の予算執行になっておりましたので、その中で執行できないものについては、3地区の事業の村の手当する分の予算に充てた状況で、予算の執行上、平成25年度内での執行ができないような状況になっておりました。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 5番。

○ **5番 與那嶺篤哉君** 元気臨時交付金が予算化できたのに、購入に至らなかったという、非常に残念なことだと思いますけれども、交渉する中で、本人の家で、膝を交えて真摯に、どういう条件なのかということでの交渉はしたのかなと思うんです。本人を呼び出して役場内で交渉したのか。そこら辺を再度伺います。

○ **議長 久田浩也君** 建設課長。

○ **建設課長 金城正明君** ただいまのご質問にお答えします。

交渉については、地権者の方の代理人の方とかおきまして、その方に連絡を取ったところ、役場のほうで交渉を行うということで、役場のほうでの交渉になっております。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 5番。

○ **5番 與那嶺篤哉君** 土地の交渉というのは、本当に難しい交渉になるかと思うんですけれども、先祖

代々受け継がれてきた土地であります。そこら辺が土地も特殊な土地なんですよ。涵養林として、昔ながら本人たちは土地を所有していながら、土地の利用ができない状況があつて、話を聞いてみると、評価額はわかるんだと、その評価額は納得しているわけですよ。地権者は。長い間、自分たちが水道事業に対して、村に協力してきた思いを村が評価額だけではなくて、少しでも上乘せしてくれる気持ちがほしかったんだという形で訴えているわけです。地権者は鑑定評価額、1,400坪ぐらいだと思うんですけども、その評価額については納得をしていると、今まで20年、30年、40年、要するに村に協力してきた自分たちの思いは少しもおらないのかと、要するに自分たちは使いたくても使われないという状況の中で、涵養林として自分たちは土地を守ってきたんだという思いがあつて、鑑定額以上に村の誠意がほしかったんだということをおっしゃっているわけです。なぜその評価額にこだわるのか。それ以上のことが出せないのか。要するに9地区の水源池であります。1,494戸の水利用されている世帯でありますけれども、6割の水源池を持っているわけですが、全部、企業局で買うとなると、ものすごい金額になると思います。そこら辺の大事な水資源の1つだと考えるわけですが、村長、この水資源は村になくってはならないものと思われましても、村長の見解を伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

この場所につきましては、吉事の簡易水道事業にとって、非常に大事な土地だというのは認識しております。そういう意味では、ずっと前から、この土地については購入をしなければならないということも思ってきたわけですが、なかなか財政的な理由で購入することができませんでした。先ほど答弁したとおりに、地域の元気臨時交付金というお金が活用できるということで、地権者の要望も受け入れて予算化をして、鑑定を入れております。そしてこの土地を購入する場合に、先ほどから議員からありますように、土地契約もなく、涵養林として無償で協力してきたというのは、十分理解をしておりますが、協力金については支払いするというのが、なかなか難しい。少しでもということだけでも、それは少しの金額ではありませんでした。提示したのはですね。そういう意味では、村として非常に対応が難しいということでもあります。ただ、しかし先ほどからご指摘のとおり、この地域については、村が買って涵養林として残したほうが良いという場所ありますので、これからも地権者の理解を得ながら購入を図っていきたいというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 折り合いがつかなかったという話であるわけですが、協力金という形で、この金額が合わなかったという話であるわけですが、そこを真摯に会話できたかということですよ。要するに大切な土地だという形で村は受け止めているんだとしたら、それなりの交渉ができたと思うんです。要するに仮に500万円があつて、村が500万円を持つと、1,000万円ですとかという交渉だったらできたと思うんです。膝を交えて話をするんだとしたら。だからこの交渉がどういう形で、真摯に交渉ができたんですか。今から鑑定額で交渉しますと言っても、本人は500万円では蹴っているわけですから、村としてはこの500万円を丸々出す格好になりますよね。前回であれば、交付金があつて500万円プラスすれば、契約ができたかもしれないわけです。今後、話し合いをしても、村の財政から出ていくお金という

のは倍になるわけですね。せっきゃく500万円の金額がついているのに、それを利用できなかったというのは、その判断ができなかったというのは、本当に残念としか言いようがないのかなと、今後、長い目で見た場合にでも、その500万円プラス村が財政からいくらか出して、真摯に地権者と話ができれば契約に至っていたのかなと思うんです。これだけの地区を賄っている水道事業ですから、とても大切な土地だと思うんです。それを今後、補助事業もなく、水道財源で賄うということになると、倍の財源が必要になってくるわけですね。要するに例えてみますと、その土地を利用して村が水売って、利益を得ているけれども、その土地の利用料は払わないということになるわけですね。村は利益を得ている。地権者は何の恩典もない。逆に村が地権者で企業が水売って儲かっていると、どういう立場になりますか。おかしな話だと思います。村長、もう一度、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

この土地を購入する場合に、基本的にはすべての村が公共工事を進めるときに、この鑑定価格を入れてやります。補償という規定、例えば立ち退きするとか、立ち木があるとか、こういう話であれば、従来どおりの用地交渉の中でできるわけですが、今言う涵養林として大事に守ってはきていますけど、これについての評価、どうするのかというのが非常に難しい問題があるわけですよ。今、500万円という提示がありましたけど、具体的には、これは口頭ですので、いくらかというのは金額は差し控えたいわけですが、とにかくこの元氣臨時交付金でせっきゃく予算化しましたので、何とかして購入できないかなということですが、これまで守ってきた補償について、やっぱり相当の思いがあって、金額もすごい金額です。ですからこれについては予算化もされていないし、また予算化してその説明が難しいということでもあります。補償する理由が。どういうふうにして鑑定するかというのが非常に難しい。これはほかのところにも飛び火します、事業で。長い間こうしたらからということがあって、この辺の説明が難しいというふうに考えて、ご理解をいただくように努力したわけですが、また地権者は地権者で、長い間の思いがあって、なかなか溝が埋まらないというか、お互いの考えが少し離れて交渉に至らなかったわけでありましたが、これにつきましては、ほかとも関係あって、例えばほかにも近くにもっと大きい面積があります。だからそういうのも含めて、これはこういうことについての補助事業は、なかなか難しいと私は思っておりますので、これを水道事業会計でやるには、非常に厳しいものがあるというふうに判断して、ある意味では時間的な制約もあって、3月いっぱいこれを解決しなければならないというのもありまして、相当、第三者も入って話し合いを持ったわけですが、交渉がうまくいかなかったということでもあります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 本当に残念なことであります。今回、評価額は納得しているわけですがけれども、答弁書にあるとおり、土地の鑑定価格で同意できるよう話し合いを進めていきたいと、要するに今回できなかったわけですが、地権者は鑑定価格はオーケーしているんだと、村長答弁しましたけれども、その判定ができないという話ですがけれども、判定ができないから交渉があるわけですよ。歩み寄りがあると思うんですよ。大事な大事な水資源を守るためには、周りにはもう1つ大きいのがあるからと、じゃあ大きいのも買わないといけないという状況になるわけですね。そうすると莫大な金がかかるわけですね。

大切な涵養林を守るためには、村は先行投資してもいいんじゃないですか。要するにきょう、あすで、この事業は終わることではないわけですから、先行投資してその土地を求めると。それで村の管理で水資源を確保するという考えというのはないわけですか。再度答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

公共事業の用地購入につきましては、基本は鑑定価格で買うということが基本でありますので、今後ともそういう方針で考えていきたいというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 鑑定価格で買う。基本ですよ。基本は持っていて、柔軟な体制はできるわけですよ。難しいと思いますが、これはずっと買えないですよ。そういう形であれば、鑑定価格は納得しているわけですけど、これだけの土地、大事だということで認めているのであれば、ぜひ買うような交渉が必要になってくるんじゃないですか。膝と交えてどういう形なのかということ、聞きながら、どこが折り合いなのかというのが交渉だと思います。向こうが一方的にこれだけ言ったから、この金額は合わないからできないということではないと思います。交渉次第だと思います。折り合いがつくところがあると思います。村当局と地権者と折り合いがつく、その折り合いをつけるのが交渉だと思います。真摯に向き合って、土地の購入を、ぜひ大切な土地ですので、購入する方向で、村長、もう一度答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしていきたいと思います。

先ほども答弁しましたが、今回の用地交渉につきましては、平成26年1月から3月までと、非常に限られた期間で話し合いを進めました。ある意味では、年度が違うという状況の中で、交渉が成立しなかったわけでありましたが、これから時間をかけて、土地の購入については努力していきたいというふうに考えております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 ぜひとも水資源を守る意味でも、地権者と真摯に向き合って、解決に向けて村当局も全力を尽くしてもらいたいと思います。それは要望しておきます。

次に移りたいと思います。保育行政についてですけども、支援事業のニーズ調査、1月に行われていると思いますけども、そのニーズ調査でどういう要望があったのか。子育て世代の若い世代の調査結果、どういう要望があったのか。わかる範囲でよろしいので答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまのご質問にお答えします。

今年度策定いたします今帰仁村子ども・子育て計画につきましては、ご質問のとおり昨年度、平成26年1月より子供を育てる親御さんを中心にニーズ調査を行っております。その中でニーズといたしましては、幼稚園における在園児を対象とした一時預かり保育及び保育園での延長保育、そして子育て短期のショートステイなど、さまざまな子育てをするための事業について、要望ニーズがありました。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

- 5番 與那嶺篤哉君 この調査対象数、回収数などわかれば答弁求めます。
- 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時43分)
- 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時43分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質問ですが、ニーズ調査業務の報告書は、手元に準備しておりますが、その調査客体数については、ただいま手元に資料を準備しておりませんので、後ほど報告させていただきたいと思います。対象といたしましては、保育園に預けている保護者、お子様を預けている保護者、もしくは幼稚園に通園されている児童の保護者となっております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 そのニーズを最大限に今帰仁村子ども・子育て支援事業計画策定も、そのニーズを十分に取り入れられるような形での策定を要望します。

それと村の現在の待機児童の数は何名ですか。お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質問にお答えします。

本村には4つの公立保育所がございますが、現在のところ、待機児童につきましては、7名となっております。その内訳はすべて0歳児ということになっております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 国としても待機児童ゼロを目指して、子育てニーズの問題に取り組んでいるわけですが、まだ今帰仁村では7人も待機児童がいるということですが、その対策はどのようにしていくか、再度答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまのご質問にお答えします。

これまで待機児童の問題については、以前から課題となって上がってきておりました。これまで国のほうにつきましても、さまざまな財政支援なども含めて、待機児童の解消に努めるよう政策も立てられておりますけれども、本村といたしましては、国から示された制度も活用いたしまして、これまでの定員増、弾力化措置によって、その受け入れを広げているところでありますが、やはり広げている中におきましても、制度が整備されて、定員がふえたために、さらに潜在的な親御さん、子供を預けてお仕事をしたいという親御さんたちの要望も強く、一時的には減っているのですが、やはり制度を進めて増員していく中でも、やはり少しずつふえていくのが現状であります。待機児童の解消には、看護師とか、保育士、一番必要な国の基準に定めた保育室の教室の確保が必要であります。今現在のところ、7名の保育待機児童がおりますけれども、今年度から策定する計画の中で、子を持つ親御さんのニーズも含めながら、その待機児童の解消につきましては、随時検討していきながら進めていきたいと思っております。

今年度につきましては、平成26年度、国の待機児童解消事業につきまして、今帰仁保育所に1人増員しているにもかかわらず、現在まだ待機児童ゼロに至っていないという状況であります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 待機児童ゼロに至ってないと、要するに保育施設が手狭であるということだと思わけてすけども、ほかの3施設も大分老朽化している状況だと思われます。その建て替えというのも莫大な金がかかるわけですけども、国としては公立保育所に対しては建設や改修に対しての財政的支援がないという状況の中で、民間であれば、大分大きな補助率がつくようなところがあるわけですよね。隣の本部町であれば、ほとんど民営化されて、1保育所だけが公立保育所だと。それで民営化したお陰で町の財政はほとんどかからず、みんな新しい保育所ができたという形の町もあります。今後、今帰仁村として、どういふふうな形で建て替え、財政的な面の対応、どういふふうな形で進めていく考えなのか。村長、答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

3保育所が老朽化しているという状況の中で、今後どうするかということではありますが、1点目は、本来、公共の保育所には、補助事業がないわけではありますが、北部連携促進事業、そして一括交付金で、この事業ができないかということで、いろいろ考えているところでもあります。もう1つは、民営化であります。これまでもいろんな意味で無認可保育所に対して、許認可の保育所にしたらどうかとか、いろいろありました。そして民営化する場合に、今帰仁村内には受け皿として、なかなか育ってないという状況がありました。最近、今帰仁村内でも保育所を運営してもいいという方もいらっしやいます。そして村出身の方で保育所を経営している方が、今帰仁村の状況を話したら協力していいというふうなお話もありますので、今後、民営化に向けても話を進めていきたいなというふうにご考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 民営化に向けて積極的に取り組むと、法人の土壌がないということでもありますけれども、この間、村内のある方が、自分の夢を語っていたんですけども、保育所を建設したいと、それでその保育所は沖縄独特で、アメリカ統治下の中で幼稚園と保育所は分けられているんだと、要するに幼稚園は小学校の敷地内で併設されていると、要するに本土では3歳から5歳児までは幼稚園、その地域で保育所と幼稚園があつて、保護者は随時選べるんだと、自分が行かせたいところに行かせるんだということで、要するに保育所は厚生労働省、預かり保育であります。幼稚園は文科省の、要するに教育のできる場所であります。3歳から5歳までの幼児期の一番脳の発達する段階で、その方は英語教育、数学教育、インド式の数学教育と世界各国で通用する人材づくりのためにも英語が必要だということで、それを受け合わせた施設をつくりたいんだという夢を語ってございました。そういう方の意見もあります。そういう形でどこか1カ所でもテストケースとして、そういう形での民営化をスタートさせるのもいい考えではないかと考えております。そこら辺、もう一度村長の答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

今帰仁出身の方が今帰仁村で保育所運営したいというお話があるということでもありますので、ぜひお会いをしたいというふうにご思っております。村としても、やっぱり民営化というのは大変必要なことだと思っております。公立と民間が切磋琢磨するというのもいいことでもありますので、ぜひお会いをしたいというふう

に思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 老朽化に対して、財政的な支援がすごい厳しい中で、保育行政、子育て世代の支援、若い世代の支援、今、若い世代は共働きの方がほとんどであります。そこら辺で子育て支援の充実というのは、本当に行政的な面でも大切な事業の1つではないかなと思っております。そこら辺で、その施設の導入、改築、それは民営化したほうがすごい手っ取り早い方法だと思います。地域連携促進とか、一括交付金というのも活用するという話でありますけれども、定かではないわけですよね。それは民営化すれば、即できる事業です。それは村の財政もさほど必要にしないということでもありますので、それは早急に進めてもらいたいと思います。

それと子育て世代の中で、保育行政、いろいろな面で若者の支援をしていかないといけないというところが多々あると思います。建て替えの件に対しても、早急に判断が必要だと思いますけれども、そこら辺、もう一度答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

保育所行政と言いますか、これは非常に大事なことだと思います。と言いますのは、若者の定住、定着させるためにも環境をしっかりつくることによって、夫婦ともに働けると、そういう環境ができますので、これからも保育所の老朽化による建設も当然でありますけど、やっぱり保育所の充実をさせるというのが非常に大事なことだと思いますので、これからも民営化も含めて進めていきたいというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時57分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時08分)

次に石川清友議員の発言を許します。2番 石川清友君。

○ 2番 石川清友君 平成26年第2回定例会に当たり、さきに通告しました一般質問を行います。まず質問の前に、私は茸生産出荷施設については、昨年12月定例会でも一般質問をいたしました。その中で、村長は、課題については改善していきたいと答弁しています。その後、今年の2月21日に、第1施設の管理運営協議会に傍聴という形で同席させていただきました。それで運営協議の内容についての質問と12月定例会の課題改善の進捗状況の確認の意味で、再度質問いたします。

今帰仁村茸生産出荷施設について、3点について伺います。①管理運営協議会は毎年開催されることになっていますが、今年はどうなっているか伺います。②平成25年度の決算は、どうなっているか伺います。③第1、第2施設の賃貸契約書の統一化についての進捗状況について伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 石川清友議員のご質問にお答えいたします。

1点目の今帰仁茸生産出荷施設について、ご質問の施設導入以前は、北部地域を初め、県内での茸(エノキ)の消費量の大部分を本土からの移入で賄っており、その消費量は本土平均と比較して著しく低いものでありました。

また、近年、ほかのキノコと同様、エノキダケには食物繊維が豊富に含まれ、抗酸化作用や免疫機能を活性化させる等の優れた健康食品であるとの効能効果が言われております。

そこで、当該施設を整備し、高鮮度で、品質の良いエノキを大量生産することで、安定かつ安価で供給することにより、消費の拡大を図るとともに、エノキの周年栽培を行うことで雇用の場を創出し、就業機会の確保を実現する目的と特用林産物の振興を推進するために、平成13年度北部振興事業を活用し今帰仁村茸生産出荷施設（茸第1生産施設）を整備いたしました。

その後、管理運営につきましては、平成14年7月8日付、農業生産法人乙羽有機と貸付契約書を締結し、管理運営をさせておりましたが、平成18年4月に現在の農業生産法人有限会社今帰仁きのご園に管理運営を任せております。同施設は、その目的が達成されているものと内外から一定の評価がなされております。

さて、生産施設の効率的な運営を図るため「今帰仁村茸生産出荷施設の管理運営に関する条例」に基づき、平成25年度は、平成26年2月21日に茸第1施設の管理運営協議会を開催しました。

平成26年度は、7月開催に向けて日程の調整を行っているところでございます。

また、県内需要が見込まれる高鮮度・高品質なエリンギ、クロアワビタケを生産する今帰仁村茸第2生産施設を新たに整備し、エリンギ等を供給することにより、雇用の拡大、所得向上に向けた特用林産のさらなる振興を図るため、平成22年度北部活性化事業を活用し平成24年度に茸第2生産施設を整備いたしました。茸第2生産施設の運営協議会は平成26年6月10日に開催しております。

②平成25年度決算について、茸第1生産施設（農業生産法人 有限会社 今帰仁きのご園）の当期決算（平成25年3月21日から平成26年3月20日）については、経常利益90万3,388円、当期純利益83万3,128円で決算報告されています。茸第2生産施設（農業生産法人株式会社 マッシュファームなきじん）の当期決算は、平成25年9月1日から平成26年8月31日であり、当期決算については把握しておりません。

③賃貸契約書の統一について、平成23年6月10日付、農業生産法人有限会社今帰仁きのご園と変更締結しております「今帰仁村茸生産出荷貸付契約書」を村主導で作成した契約書に変更するために、まず、先行して茸第2生産施設の管理運営契約を村主導で作成した契約書で締結し、その後、茸第1生産施設の契約書は、茸第2生産施設の契約との統一性を図る予定でございました。

そこで、平成25年1月18日付、農業生産法人株式会社マッシュファームなきじんと締結した「今帰仁村茸第2生産出荷貸付契約書」との整合性を図るため、今帰仁きのご園に契約書変更協議を申し入れておりますが、残念ながら実現しておりません。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 ただいま村長より答弁いただきましたけど、まず1点目の管理運営協議会について質問していきたいと思っております。

先ほど村長は、16ページの上のほうになるんですけども、「生産施設の効率的な運営を図るため、今帰仁村茸生産出荷施設の管理運営に関する条例に基づき、平成25年度は平成26年2月21日に、茸第1施設の管理運営協議会を開催しました。」と答弁なさいましたけども、実は平成23年7月に第1回の管理運営協議会を開いたときに、その中で、実は毎年7月に管理運営協議会を開催するということが議事録に残っております。そういうことからしますと、当然、平成25年の7月にやられているべき管理運営協議会だった

のではないかなと思いますけども、特に葺第1施設の管理運営を強化していきたいと常々村長は言っております。そういう中で本来、平成25年度の管理運営協議会は、これは平成24年度の決算の協議をする場だと思っております。それが平成26年2月21日になったといういきさつです。なぜ、2月に延びたのかを答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

当時、私が経済課の課長で所管しておりましたので、ご指摘のとおり、7月開催ということで受けていたんですけども、平成25年度の7月に向けての開催がなぜできなかったかというご指摘ですけど、その当時、平成25年は4月に新年度変わりました、副村長初め、体制も変わったこともございまして、この協議会の会長が前副村長で、新副村長へ変わったところもございました。それはそれとして、その頃、相手側と日程に向けて調整しておりましたけれども、どうしても日程の都合がつかない等々がございまして、そういうことで7月開催ができなかったような状況です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 前経済課長からいろいろ説明があったんですけども、新しい副村長がきて、体制が整わなかったということが主な理由ということなんですけども、すべてにおいて副村長が新しくなれば、物事がみんな延び延びになるのかということになるんですけども、それは当局の怠慢ではないかなと思います。そういう意味で、これは平成23年の7月の会議録の中にもありますので、ぜひ新しい経済課長、実は去年の7月にやるべき協議会、12月に質問した時点では、10月からしか開催、向こうに連絡がいつてないんですよ。結局は7、8、9、10、3カ月間向こうに連絡がいつてないんです。聞いたのが10月7日ではなかったかなと思います。最初に連絡が行ったのが。そういう意味で、ぜひ、村長は常々、協議会を強化していきたいとずっと言ってますので、今年については、ぜひ7月開催をやってもらいたいと思います。それについて答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

前回の運営協議会については、2月にやったと、大分遅れております。これにつきましては、大変申しわけなく思っております。その反省を踏まえて、平成26年度につきましては、7月開催に向けて、もう何日にしようかということで、日程調整に入っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 7月と言いますと、もう来月の話になっておりますので、ぜひ今年は7月いっぱい開催できるよう頑張ってくださいと思います。

実は先ほど皆さんに資料をお配りしたんですけども、それが去った2月21日の管理運営協議会の会議録であります。その3ページになるんですけども、その前に、実はこの会議は、平成24年度の決算の報告を受けております。平成24年度の決算は、実はマイナス493万3,833円、欠損金が出ております。その前年度の平成23年度は60万529円の欠損金、2年連続の赤字決算であります。そういう中で、この会議録であり

ます。2年も赤字が続くと、もっと活発な議論がなされるべきじゃないかなと思うんですけども、当局からは副村長が何回が質問した中で、向こうの言いつばなしの協議会になっているんじゃないかなと思います。その中で私が経済課に資料請求して調べたのと、丸野社長の報告が違う部分が出てきているんです。と言いますのは、中ほどの線の上です。社長の話では、平成24年度の生産量は659トン370キロになるんですけども、経済課から取り寄せた資料では、631トン86キロになっております。どうしてそういう差が出たのか。それと、その下になるんですけども、中ほどの社長の話の中で、平成24年度は平成23年度に比べて100グラム当たり1円下がっていると、1円といっても生産量が年間340万から350万単位があるので、単純に340万円、350万円の金額の差が出てくると、実は平成24年度の実生産量が社長が言う659トンであれば、これはそのまま社長の言う100グラム当たり1円、キロ単価に直しますと10円になります。それが平成23年度と平成24年度の売上の差です。実は平成23年度の売上が9,181万476円、平成24年度の売上が8,571万6,191円、その差額が609万4,285円になります。そうすると大体社長が言うのは当たっております。問題はその下のほうです。下から2行目になるんですけども、単価について右肩下がりであったが、平成24年度は持ち直している。でもそれは減産したからだ、実は30トンぐらい平成23年度よりは減産しております。そういう社長の言うことの矛盾、その協議会の中で指摘できない。というのは、皆さん本当に運営協議会を強化していく気があるのか。実は我々は傍聴という席で、発言できないという立場で何も言えなかったんですけども、皆さんこういう資料を出されて、向こうの言うとおりの、はいはいはいでしゃんしゃんしゃんで終わるのはどうかなと思うんですけども、それについて村長の考えをお聞きしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時26分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時29分)

経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えします。

まず去った平成26年2月21日の運営協議会で丸野氏から平成24年度の実生産量は659トン370キロという報告がございましたけれども、議会資料として提出された平成24年度の管理状況報告書、その中では631トン86キログラムという誤差について、丸野氏が答えている数字については、資料を精査しないと申し上げられませんので、その辺について確認はしたいなと思います。

また県の把握しています生産量調書によりますと690トンと、総生産量なのか、管理状況報告書については販売量だということ、その協議会の中では、一番最後のほうに、うちの仲村渠のほうから決算書の生産量は販売量ですかということ、販売量というのが平成24年度の管理状況報告書に出ているものです。生産量と販売量との誤差もあるのか。少し精査して、管理状況に基づいたものについては、生産量、販売量ですかということ、販売量ということ、そうですと書いていますので、販売量ということになっています。丸野氏が生産量というのは、すべて生産したものを話しているのか。それについて確認させていただきたいと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時31分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時33分)

副村長。

○ 副村長 大城清紀君 ただいまの質問にお答えいたします。

運営協議会というのは、茸施設を健全に運営するというような目的でございますので、その場において、丸野社長からの説明がそういうとおりであっただけであって、我々としては、これが矛盾しているとか、何とかというようなことはその時点ではわかりませんでした。とにかく平成23年度は東北大震災の影響で需要も相当落ち込んでいましたけども、たしかに最後になっては、丸野さんが言っているように平成24年度からは少しずつは持ち直してきたんだというようなことはあるかもしれません。そういうことです。

矛盾点については、丸野さんに確認するしかないと思いますので、その時点で確認して報告したいと思います。7月には運営協議会を開きますので、その時点で確認はできるかと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 なぜその話をするかという、実は皆さんあのとき、県庁から茸の国内価格の動向ということで資料をもらいましたよね。茸工場の決算書はなかったんですけども、これは県の計らいで資料をもらいました。その中の昭和40年から飛び飛びですが、平成20年からは毎年度の資料をもらいました。その中でエノキタケ、これはキログラム単価ですね。資料を出したのは東京中央卸売市場の年平均価格になっております。それはエノキタケの場合、昭和50年から出始めて、昭和50年がキロ単価589円、昭和60年が610円、平成に入りまして平成20年が301円、平成21年が248円、平成22年233円、これはたしかに震災があった平成23年は下がっております。キロ単価228円、平成24年、持ち直しているんです。246円です。これはキロ単価ですから、実は1パック当たりの単価に直しますと、200グラム入れると49.2円、今帰仁茸は1パック205グラムから210グラムを入れているということです。買って量ってみたら210グラムありましたので、210をかけますと、1パック51.6円です。これは東京の卸売市場に出てくる年間の平均単価です。今帰仁茸が出した決算書の売上をパック数で割ってみると、平成24年度が1パック27.1円です。これは東京市場では49円です。平成23年度が27.6円、平成22年度が32.2円。なぜその話をするかと言いますと、皆さん、この前、第2施設の運営協議会を開いたと思うんですけども、その中で社長は嘆いていたと思うんですけども、今、第2施設は全量JAに出荷しています。その中でJAは、Aコープで1パック98円で売っています。JAは第2施設にいくら払っているかと言いますと56円ですよ。協議会に参加した方、副村長、皆さん資料もらいましたか。56円ですよ。確認したいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時38分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時39分)

経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの第2施設の販売の関係について、6月10日に運営協議会がありまして、そのときの参考資料ということで資料はいただいておりますけれども、4月分だけのお話をさせていただきたいと思います。

社長のほうからの製造原価は58円であるというお話がありまして、販売については1月で46円とか、52円、原価割れのほうで納入しているということで、原価割れの状況では、非常に苦しいというお話がありまして、JAさんのほうから661万5,429円、補填金ということであるんですが、それを入れた月であると、

ほぼ製造原価に近い数字に、補填金が入っている間はいつているんじゃないかという報告はございます。それが抜けた場合については、原価割れの取り引きがされている状況にあるということで聞いております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 第2施設のエリンギも末端では1パック98円で売られています。今帰仁茸のエノキもスーパーでは1パック98円で売られているんです。同じ単価なんです。同じ98円で売られているのに、オーダックは今帰仁茸に払っている1パックの単価は27.1円なんです。エリンギもAコープで98円で売られています。同じ98円です。JAが第2施設に支払いしているのが高いときで1パック52円です。製造原価は58円ということだったんですけども、2月21日の運営協議会の中で県からもらった資料の全国のエノキタケの平均単価から出してみても、1パック50円はすべきなんですよ。49円から引いても1パック22円なんですよ。平成24年度のパック数が315万5,430,6,900万円ですよ。約7,000万円が実は売上の中にある可能性があるわけです。これは県の出した資料、今現在、第2施設が出荷している状況を見ても、実はこれだけの数字がどこかに消えているんです。想定できるんですよ。なぜそうなるかなんですよ。村長、今帰仁茸の役員は、我々契約しているんですけども、その代表者というのはどなたですか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

今帰仁きのご園の社長は丸野精二であります。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 これはなぜお聞きしたかと言いますと、今帰仁きのご園、オーダック、フードテクノホールディングスの登記簿謄本を取ってきました。今帰仁きのご園は仕入れはフードテクノホールディングスから資材を全部仕入れます。できたエノキは全量オーダックに委託販売です。今帰仁きのご園の役員、登記簿謄本から見ますと、丸野精二取締役、取締役、伊藤勝則、取締役に飯塚さんとか、上間新伍、金城弘紀、代表取締役に丸野精二と伊藤勝則になっています。仕入れ会社、フードテクノホールディングス、これも代表取締役、今帰仁きのご園と同じ2人です。販売を全量委託しているオーダックの役員、代表取締役、同じ2人なんです。こういう状況の中で皆さん出された決算報告書、何ひとつ言わずにそのまま済ますというのが、私は以前から言ってきました。この件については。去った12月の定例会の中でも、12月の会議録の78ページになるんですけども、私はずっと今まで言ってきたと、皆さん確認してないと思いますが、確認する意思があるかどうかということで確認しました。その答弁として、村長はただいまのご質問にお答えしたいと思いますということで、金武町のブナシメジ、国頭のブナシメジ、そして今帰仁村のエノキの価格の件でございますが、大分差があるんじゃないかというようなご指摘、または数字も挙げてのご指摘でございますが、それについてはどのように確認するかということもありますが、調査をしていきたいと思っておりますと、答弁しているんです。それについて村長はどういう調査をしたか答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

大変申しわけないわけですが、調査をいたしておりません。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 私は平成23年から今帰仁きのご園のおかれている現況、会社F T H、今帰仁きのご園、オーダック、この状況はおかしいんだと、ずっと言ってきました。役員が同じ2人の会社なんですよ。全部。それも国頭と金武の同じブナシメジを生産しているのに、国頭は我が今帰仁茸の役員2人が国頭茸に入っているんです。金武は第三セクターで彼らは全然関係ないです。そういう中で同じブナシメジですよ。1パック100グラム、金武は平成22年、平成23年は1パック53円です。国頭、平成22年度1パック34円、平成23年度41円です。200トン近く生産しているんですよ。100グラムで多いときで19円掛けるの160トンしたらどんなななと思いますか。だから僕がずっと言っているのは、そういう茸の状況を指摘されながら、去った2月の運営協議会、向こうの出された資料、はいそうです。しゃんしゃんで終わる。これではいけないんじゃないかと思うんです。単純に計算しても、約6,000万円の差額、それ掛けるの法人税の場合、村に入るのが12.3%です。それを掛けてみてください。年間600万円前後、今帰仁村は損していることになると思いますよ。そういう危機感も持って、向こうから出されたら、はいそうですかと、1パック27円と言われて、98円で売られているのを27円と、僕はずっと言っているんですよ。調査しますと言っているながら、これは去年の12月、もう半年経っているんですよ。やられてない。これでは納得いかないですよ。

そういうことの中で、今帰仁村には茸生産出荷施設管理に関する条例、また施設管理運営協議会規則というのがあります。皆さん法律に則って仕事をやっているんですか。協議会規則の中に第2条、協議会において協議する事項は、次のとおりとする。1. 生産出荷施設の収支計画に関する事。2. 生産出荷施設の利用及び運営に関する事項。3. 生産計画、販売計画に関する事。4. その他生産出荷施設に関する事。第3条の第3項の中で、協議会は利用者に対し、次の資料の提出を求めることができるというのがございます。その中で会社法第435条第2項及びその他関係法令が定める各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等）、事業報告、附属明細書（販売費及び一般管理費の明細等）となっております。いままでそういう資料を請求してみたことありますか。答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時51分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時53分)

2番。

○ 2番 石川清友君 ただいまのは訂正します。私の見間違いで、これは第2施設に該当する規則を言っておりますので、訂正いたします。

いろいろ運営協議会について、述べてきたんですけども、価格の件、先ほどこっちが言いました価格の件については、ぜひ今後どういうふうにして、第1施設の運営者と話し合っていくのか。向こうが出された数字が正しいと思うのかどうか。皆さん12月の定例会で調査をするということで、村長は約束したんですけども、いまだにやられてないと、今後どうするかを伺いたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

先ほどのご質問に対しても、運営協議会の中でもっと精査をして、確認すべきところはしっかりやるべきじゃないかということと、調査をするということに対しては、しっかりとやられてないということではありますが、7月の開催は、ぜひ実現を、今、調整していますので、もっていきたいと思います。

それと今、私が一番力を入れているのは、北部茸生産団地運営協議会、これは金武町、国頭村、今帰仁村の3町村で協議会を持っていますけど、この中で連携が今帰仁きこの園のいろんな状況を改善させる、1つの手だてかなというふうに思っております。それも7月開催、今、調整していますので、その中でしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

先ほど6,000万円以上の金額の利益があるんじゃないかということにつきましては、これは清友議員のご意見であります、僕らも、もう少し調査すると言っているわけではないわけですが、専門家の意見も聞きながら、この件に対してはしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時56分)

午 後

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後0時01分)

2番。

○ 2番 石川清友君 私が出した数字が正確じゃないということで、総務課長からも指摘がありましたので、これはぜひ、私も自分が出した数字については自信ありますので、これはぜひやっていきたいなと思います。

先ほど、仮の税込と言いますか、500万円前後は出てくる可能性があるということで言ったんですけども、その件についてはお互いに主張し合う面は出し合って、どちらが正しいかはやっていきたいなと思います。

私が一番問題にしているのは、前から言っているように、皆さん1パック98円で売られているのを27.1円で決算書の中から出てきているんですよ。パック数も資料提供で経済課からもらいました。その中で平成24年度のパック数は315万5,430パックという数字が出てきているんですよ。それで売上が割ったら27円という数字が出ていますよ。実際に第2施設は、向こうの品物は98円で売られています。JAがいくらで買っているか。安いときで1パック48円、高いときで52円と言っていました。そういう事実に基づいて私は言っているんですよ。その件についてどう思うか伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

先ほど休憩中ではありますが、石川議員と総務課長の議論がありましたけど、先ほど答弁したように、これについては村としても、これまで調査するというので、しておりませんが、専門家の意見も聞きながら、この件については説明できるようにしたいというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 この件については、私は平成23年からずっと言い続けてきました。去年の12月の定例会で村長は約束もしたのに、半年経ったいまだ何らやられておりません。いつまでにやりますか。答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 副村長。

○ 副村長 大城清紀君 ただいまの質問にお答えいたします。

平成25年度の決算を含めて、7月には協議会を開催いたしますので、その中で聞けるものについては聞いてただしいきたいなと思います。ただ、しかし、今婦仁村茸生産施設、丸野さんとの契約ですけれども、事業運営の権利義務ということで、第4条で事業運営経営に当たり、その事業の主体は乙に帰属するものとし、業務遂行上のすべての決定及び決裁は乙の権利とすることでありますので、純粹の民間企業です。相手は。国頭とか、金武とは第三セクターで、官が資本金も投入しております。そこで決裁の監査は、おのずと違うのではないかと思います。純粹の民間企業の経営に対して、どこまで官が手を入れられるかということは、それぞれ限界があると思いますので、できる範囲で運営協議会の中でただせるのはただしいきたい。そういうふうに思います。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 副村長の答弁を聞いてしっくりいかないですね。副村長、この施設は村の施設ですよ。6億円掛けた村の財産なんですよ。財産を貸して、今の発言はないと思います。だったら後で出てくるんですけども、契約書を早く直すべきですよ。これは当局は、平成23年の6月10日に第1施設の契約を改正しました。去年12月にも一般質問で聞きました。なぜか。平成23年5月30日に、第2施設との契約をしたと、それに整合性を合わせるために第1施設まで変えたんだと言っているわけですよ。なのに今回、平成25年1月25日、マッシュファームと契約していますよね。第2施設と。なぜ今回やらないかですよ。整合性を合わすんでしたら、早目に第1施設も一緒に契約書にすべきじゃないですか。それができないで、今の発言はないと思いますよ。それから早くやるべきですよ。どう思いますか。

○ 議長 久田浩也君 副村長。

○ 副村長 大城清紀君 ただいまの質問にお答えいたします。

第2施設も今の権利義務、運営管理の業務運営の権利義務というものは、まったく同じですので、変えるにしても何も変更はございません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 しかし、第2施設については、提出する決算書類が違いますよね。商法に付随する書類を出すようになっていきますよね。第2施設の場合は。なっていないですか。第1施設と同じじゃないですよ。第2施設の場合は、出すべき書類が違うんですよ。それを出せば自ずから、今言った不透明部分が見えるようになるんですよ。それを言っているんですよ。もっと透明にすべきじゃないか。ガラス張りにして、透明にすべきじゃないかと。それを借りているのは民間会社だからできない。村の6億円の施設を貸して、それでいいんですか。何か違うんじゃないですか。村が口を挟んで自分の財産、どう運営されているのか。経営状態が真っ当ならいいんですよ。先ほど来言っています。仕入れ会社、生産、販売会社、2人ですよ。そういう状況の中で出された決算書、いろんな資料から出してみても、もっとありそうだとことをずっと言っているわけですよ。それを皆さん確認してくれと、それを言っているわけですよ。7月の運営協議会でぜひ究明、向こうがオーケーならやるんじゃなくして、やるべき話なんですよ。ガラス張りに。できるならやりましょうじゃないですよ。これだけ指摘されて、数字から見ても、

もっとあるんじゃないかという数字が出ているんですよ。ずっと言ってきています。それがあんたが言うのは間違いだと、皆さんが出せるんだったらいいですよ。皆さん出せないじゃないですか。ならば、第1施設にどうなっているかと、やはり究明すべき問題だと思います。見解を伺います。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまの質問にお答えします。

まず誤解なさないように、石川議員が出している数字は間違いとは言っていないので、あくまでもそれは誤解しないようにお願いします。

それと契約書の変更については、たしかにお約束したとおりに、平成23年5月30日に第2を契約して、その後、事務段階のほうで6月10日に変更されています。それが前にありますので、平成25年の1月18日にマッシュファームと、今の第2施設の契約を締結した後、それと整合性を統一性を取るために、第1もやるということでした。ただ、その中で同じテーブルに乗って話し合いが、なかなかできなかった状況等々がございまして、今のような状況になっていますので、その点は私の事務方としての力量とか、そういうものは反省しているところがございますけれども、今後、それなりに変更していかないとはいけません。そういう第1との話し合いを、同じテーブルに乗ったり、信頼関係を回復する中で、今ご指摘の点に係る問題を開示してもらって、それも大切ですが、それだけではいけませんので、三村の国頭、金武、今帰仁との情報交換の中、また同じ会社が国頭でやっていますよね。そういう中でやっついこうということも、村長からも先ほど答弁もありましたので、そういうものを通して解決していきんじゃないかと思っていますので、その辺よろしくをお願いします。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 総務課長の先ほどの答弁で、私が出した単価の数字は間違いじゃないということは認めるということですか。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 間違いとは決して言っていない。1つの考え方であると、一番正確なのは、第2施設と同じように、製造原価を開示してくれると、きちっとした金額が出ますよね。それは1つの指標であるということで捕らえていますので、決して間違いとは言っていないので、その辺は理解しながらやっていきたいと思っています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 間違いと言っていないというのであれば、正しいと思っているのかですよ。また開きます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

1つの指標であると思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 議論がかみ合わない面もあるんですけども、実は皆さん、向こうが言うことをきかないからできないと、村の財産を貸してそれでいいのかと、これ、みんながみんなそうしたらどうなり

ますか。それで済ますというのが、私は納得いかない面なんですけれども、もう条例を出すしかないですよ。生産出荷施設及び管理運営に関する条例、これは3,267ページの第3条、生産出荷施設は、常に良好な状態において管理し、最も効率的な運用をしなければならない、ということの中で、その5に、機械施設の利用者は日誌を備え、機械施設等の稼働状況等を記録し、定期的に今帰仁村に報告すること。第5条に、村長は次の各号の一に該当するときは、生産出荷施設の管理を許可しないことができる、ということで、1、2があり、3が利用者が生産出荷施設の目的どおりの達成が困難であると認めたととき、4がその他、公益上等に支障があると認めたととき、というのがあつてますよ。条例に従ってやれば、とうに私は何らかの決着はついていると思うんですよ。皆さん条例どおり仕事していますかとなるんですよ。法律でしょう。皆さんが仕事する中で。法律を守らないで、先ほどの副村長の話、向こうは民間企業だから、我々が手出せない。これはないと思いますよ。もう少し考えて、村民の側からすれば、こんなもの絶対通らないですよ。先ほどの発言は。条例に従って皆さん仕事をしてくださいよ。皆さんの仕事する法律ですよ。ぜひ条例をよく見直して、条例どおり、法律どおりの仕事をやっていただきたいと思います。それについての見解と、それについて進展がなければ9月の定例会にまたやりますので。以上。

○ 議長 久田浩也君 副村長。

○ 副村長 大城清紀君 ただいまのご質問にお答えいたします。

条例どおりということでございますけれども、役場の職員すべて条例に基づいて採用はしております。この条例を見ましても、茸生産施設の設置目的、第2条にありますけれども、それに反していることは何もしておりません。第1施設については。家賃もちゃんと払っているし、どこに違反しているのがあるんですか。違反しているのがひとつも見当たらないですよ。そう思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 2番。

○ 2番 石川清友君 条例に違反していない。じゃあこれは自分も精査して、次の機会に譲ります。これは皆さんもぜひ第1施設との協議会については、心してかかってください。以上です。

○ 議長 久田浩也君 暫時休憩いたします。 (休憩時刻 午後0時18分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時00分)

次に、座間味 薫議員の発言を許します。6番 座間味 薫君。

○ 6番 座間味 薫君 平成26年第2回定例会に当たり、さきに通告しました件につきまして質問いたします。

1. 玉城区墓地道路の舗装整備について、玉城区には、そ~れの西側に約80基ほどの墓地へと通ずる里道があり、清明祭などのときには中南部を含め、かなりの方々が墓参りに訪れます。しかし、墓地へと続く道路は舗装がなされてなく、加えてかなりの悪路であり墓参者も含めて通行に支障を来しております。亡くなった方々の魂の抛り所として故人を偲ぶための墓地だからこそ整備が必要だと考えるが、改善する予定はないか伺います。

2. ふるさと納税について。①平成20年に創設されたふるさと納税制度、今帰仁村では今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附条例を制定し、広く寄附金を募っております。そこで次の2点について質問いたします。①ふるさと納税が導入されてから現在までの寄附金額の推移をお尋ねいたします。②今

や全国的にふるさと納税の特典として、寄附をされた方々へ特産品がプレゼントされており、沖縄県でも9市町村が納税のお礼として贈答品を贈られており、特産品を目的として、納税者もおられるようございます。そこで今帰仁村もお礼状だけでなく、寄附金額の何%という形での特産品贈呈をするお考えはないか伺います。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 座間味 薫議員のご質問にお答えいたします。

1点目の玉城区墓地道路の舗装整備についてお答えいたします。そ～れ西側の墓地に行く道路は、民有地内の私道となっております。村道や農道、里道については、村で管理を行っていますが、民有地内の私道については公的な立場からは整備する理由がなく、基本的には地権者で整備を行っております。

村で管理している道路は、各字から改善要望があり、厳しい財政状況の中で補修の必要性の高いものから、整備を進めている状況にありますが、当該道路は民有地の私道であるため、墓地への道路整備を行うということは厳しい状況にあります。

今年度、本村では県から「墓地に関する行政事務」の権限移譲の前に、墓地の実態調査を行い土地利用のゾーニングを含めた墓地分布図の作成を行います。その調査をもとに、平成27年度には墓地基本計画の策定を行い墓地施策の基本方針づくり、墓地整備の方針づくりを進めてまいります。

その中で、計画に基づき指定された区域の道路について条件によって整備の対象となるかを検討していきたいと考えております。

2点目のふるさと納税についてのご質問にお答えいたします。ふるさと納税が導入されてから現在までの寄附額について、ふるさと納税は、平成20年度税制改正で導入されたものです。村では、基金条例等を制定し基金を設置して、制度の目的に沿って寄附金を募ってきたところです。

制度スタートから年度ごとの件数、金額を申し上げますと、平成20年度7件、金額376万5,000円、平成21年度9件、金額314万2,000円、平成22年度10件、金額437万円、平成23年度22件、金額976万1,916円、平成24年度24件、金額1,159万円、平成25年度23件、金額1,876万円、平成26年度は、5月30日現在で2件、金額は60万円となっております、堅調に推移しております。

②納税者へお礼の特産品贈呈について、ふるさと納税も7年目を迎え、この納税に意識を持ってくださる方々も増えております。幸いにして、今帰仁村に気持ちを寄せてくださる方も多く、毎年ふるさと納税をしてくださる方々もおります。全国的に寄附者へのアピールの展開が活発化しており、ご質問のように特産品の特典を進呈して納税につなげる自治体も多くなっています。本村といたしましても納税のお礼と今後の納税促進のためにも、村の特産品のピーアールと消費拡大に向け、今議会の補正予算に計上しております。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味 薫君 1点目の玉城区墓地道路の舗装整備についてでございますけれども、玉城区には、そ～れの西側の高台となっている場所に墓地がございまして、外見からはわかりづらい場所ではございますけれども、密集して約80基ほどの墓がございまして、そ～れから玉城公民館寄りに入口があり、郵便局向けに約150メートルほどの道路沿いに墓が建てられています。シーミーの時期ともなると、大勢の

方々がその道を通り、墓参りに来られます。しかしながら、幅員が狭い上、加えて入口付近は急勾配で、表層の土が雨などで流され、石がむき出しとなっており、かなり荒れた状態になっております。応急的に土を入れるだけの措置では、雨の日などには簡単に押し流されてしまうのではと思われ、ぜひとも早急に舗装はしなければならないかと思っております。

その墓地には、かつて保健センター建設の際、平成10年頃だと思えますけれども、そこに点在していた墓もいくつか移転されております。当時、村も移転に際し、説明会などを玉城区の公民館で持つなど、率先して現墓地への移転を推進した経緯もございます。また、その墓は、玉城の方々だけではなく、ほかの字の方のお墓も多数ございます。そのお墓の持ち主や玉城区民である地元の方々から、強い要望が以前から字のほうにございました。区長のほうからも建設課へ要請はされているのかなと思っておりましたが、これから先、大雨などでさらに侵食が進み、全く車が入れなくなる恐れもあります。私は玉城区のほうから里道だと聞いておりましたけれども、答弁では民有地であり、整備する理由がないということでもございました。認識不足だったかと思っております。

その答弁の中で、墓地基本計画に基づき、指定された区域の道路について、条件によって整備の対象になるか検討したいとありましたが、この墓地基本計画について説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質問にお答えいたします。

墓地につきましては、住民において必要とされている施設である一方、その施設は景観上や宗教的な感情から、地域住民との調整が必要であろうかと思っております。現在、墓地の許認可等につきましては、県のほうでその業務を受けておりますが、現在、その業務については権限移譲が進められている状況であります。本村につきましては、その権限をまだ受けてない状況でありますけれども、今年度平成26年度につきましては、墓地の実態調査の業務を進めてきまして、墓地の分布状況、現状を把握していきたいと考えております。その調査をもとに、法規制や墓地の立地の特性、住民意向などを踏まえまして、本来、墓地需要の推計等も勘案しまして、本村の墓地行政につなげてまいりたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味 薫君 その墓地につきましては、小さな車などは、車体の底が当たるために、坂道の下に車を置き、100メートルほどの悪路をお年寄りや子供が荷物を抱えて、大変な思いをしながら歩いて墓参りに来られる姿も見受けられます。もちろんこういうところは、玉城だけでなく、ほかにもあろうかと思いますが、ほかの字の墓地につきましても、同様なところがあれば、先祖や身内が眠る厳粛な場所でもございます。ぜひとも、行政の包容力をもって整備されることを要望いたしまして、再度、村長の見解を求め、1点目の質問は終わります。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど福祉保健課長からも答弁がございましたが、村としても平成27年度には墓地基本計画を策定するということでもあります。それに基づいて、先ほどもありましたように、その中で計画に基づき、指定された区域の道路について、条件によっては整備の対象となるか検討していきたいということでもあります。今、

現状では、やっぱり私道については、村が整備するというのは非常に厳しいものがあるかなというふうに認識をしております。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味 薫君 それでは2点目のふるさと納税についての①でございますけれども、今帰仁村では今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金という形で、今帰仁を応援したい、今帰仁村のむらづくりに貢献したいという皆さんから広く寄附を募られております。ただいまの説明では、年々、堅調に推移しているということでございましたけれども、しかしながら寄附金額の増減につきましては、世の中の情勢や景気によっても左右されるところもあるのかなと思っております。

村のホームページには、皆様からの寄附金は今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり基金に積み立て、次のような事業に充てられますとあり、使い道といたしましては、読み上げさせていただきますが、1. 産業の振興及び魅力ある観光地づくりに関する事業、2. 自然環境の保全及び景観の維持再生に関する事業、3. 教育・文化・スポーツ活動の充実に関する事業、4. 村民の健康増進及び福祉の向上に関する事業、5. その他、目的達成のために村長が必要と認める事業とあります。このように幅広い事業費として、村にとりましても、大切な基金であると思われませんが、この用途につきましては、納税される方の意向も反映され、限定されるものもあるかと思えます。例えば私の寄附は、教育に使ってくださいとか、あるいは福祉に限定して使ってくださいとか、当然、その方の意思を尊重されていると思えますけれども、そういう場合は、たしかにそういうものに使いましたよということで、通知などはされているのでしょうか。また、この基金は使用目的事業があれば、すぐに使えるものなのか。あるいは一定金額になるまで使わずに積立を続けていかれるのか。その場合、積立目標金額はいくらなのかお尋ねします。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

まず1点目のふるさと納税なされた方々へ、その用途について6通りの用途があるということです。その中で、寄附した方々に、こういうことを使いましたという通知はなされておられません。なぜかと言いますと、その寄附等々の金額の多寡もいろいろありまして、細かく返すということはやっておりませんけれども、ただし寄附のときに、広報等に載せていただきたいという方々については公表しております。

2点目の目標額ということですが、それについては、特に設けてはございませんけれども、そういう基金の運用状況でございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味 薫君 もう1点だけ、その寄附をされた方へのお礼というのは、どういうふうに行われているのでしょうか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

文書でお礼をしております。そして私のほうから電話をして、「ありがとうございました」ということは、やっております。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味 薫君 お礼状の文書だけの通知とおっしゃられておりますけれども、読谷村とか、久米島あたりでは、お礼状と一緒に村の広報紙を1年分送られているようでございます。ぜひとも村も、今帰仁村の情勢を知りたいという寄附者はほとんどだと思いますので、1年分まとめて送られるのもいい方法かなと思っております。

続きまして②の特産品贈呈の件でございますけれども、これから先、さらに多くの方々に今帰仁への応援と思いやりを持っていただき、多額の基金となるよう、村としてもさまざまな方策を考えていかなければならないかと思っております。多くの寄附者は、村出身者であるとか、郷友会関係者ではないかと思われましても、贈答品を贈られている他市町村などは、地元出身でない方が地域の贈答品を目的として、自身の生まれ故郷でもない、縁もゆかりもない土地に納税いたしております。例えば米、肉、地ビール、スイーツのほか、宿泊券、工芸品に至るまで送られてくる恩典のために、自身と関係のない市町村へ寄附する方がかなりいらっしゃるようでございます。その点につきましては、村としてどのように思われますでしょうか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、先ほどの質問で答弁漏れと言いますか、お礼ということでありましたので、二通り申し上げましたけど、今帰仁村も広報紙は送っております。

それから今のご質問であります。先ほども申し上げましたように、今議会で30万円の予算を計上しております。そういう中で特産品を含めた贈り物を考えているわけですが、いくら以上とか、いくらぐらいの金額かというのは、今後検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 6番。

○ 6番 座間味 薫君 確かに特産品をもらえるから寄附をするというのは、本来の目的ではないのかもしれないけれども、地域の産業や企業、そして今帰仁村を売り込む手段として、この制度は有効ではないかなと思っております。お礼状にカタログを同封して、ギフト形式にし、好きなものをチョイスしていただくといったやり方で、ある町では、町内20社から提供いただいた延べ45品の特産品を掲載いたしまして、ご寄附いただいた方に、45品の中から3割程度の商品を選んでいただくカタログギフトにすることで、町の知名度アップや特産品のピーアールと販路拡大につなげることができたところもでございます。このように他の地域では、我がところに納税いただくために、さまざまな手段を投じております。今帰仁もたくさんの特産品がございます。例えば黒糖であるとか、和牛、アグー、もずく、スイカ、モリンガ、クワンソウ、アロエ、キノコもそうですけれども、ドラゴンフルーツやマンゴー、そしてパイン、ミカンといったトロピカルフルーツ、おっぱ乳業の乳製品、そ~れの製品もそうでしょうし、ゆめじんが販売されているシャンプーに至るまで、数えれば切りがないほどの地元産品がございます。寄附金の何割かに相当する品物をカタログで選んでいただく。それらを活用することで寄附者もふえ、村特産品のピーアールにも大きくつながり、地元商工業者や農家の収益増にもなると思います。村にとっては寄附金がふえ、村の特産品の収益もふえれば、一石二鳥だと思っております。

先月の新聞に沖縄県へのふるさと納税が2.4倍、ピーアールや特産品贈呈が奏功とありました。その贈

呈品には、ゆいレールの乗車券や3万円以上の場合には沖縄そば、泡盛、アグー豚などの特産品を送っていて、寄附者は順調に増加しているとありました。今帰仁村もカタログを同封して、その中から金額の何%ということで品物をチョイスしていただくといった方法もあろうかと思っております。

先ほどの答弁で、納税のお礼として、今後の納税促進のためにも特産品のアピールと消費拡大に向け、今議会の補正に計上しているとありました。非常にいいことだなと思っておりますけれども、ただいま申し上げました商品を送るというやり方、今帰仁村の商工業者から品物を提供いただいてやるのが一番理想かなと思っておりますけれども、そのことについてもう一度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時25分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時25分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

今、座間味議員からも今帰仁村には、いろんな特産品があるということがございました。村としてもそういうのも含めて検討させていただきます。そしてこれまで特産品を送っている全国の市町村、ある程度調べてありますので、それを参考にしながら村としても、よりふるさと納税した皆さんに喜んでもらえるようにしたいと思います。そして先ほども申し上げましたけども、電話でお礼を言うというのも非常に効果的だというふうに思っております。今後ともきめ細かな配慮、思いを込めて、今後ともふるさと納税がふえていくように頑張っていきたいと、このように考えております。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時26分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時26分)

6番。

○ 6番 座間味 薫君 今、村長から電話でのお礼も非常に効果的だという話がございましたけれども、ふるさと納税ができて6年が経過しておりますけれども、これから先、なかなか思いやりだけでの寄附は減少するのではないかなと思っております。ふるさと納税の波に乗り遅れることなく、早急に実行すべきだと考えます。地域産業に活力を与えるためにも、ふるさと納税制度の特産品発信で、今帰仁の知名度アップと寄附者の増加につなげていただきたいと思いますと思っております。ぜひとも、先ほども申し上げましたけれども、商工会であるとか、漁協なども連携して取り組めば、ほかのところに負けない素晴らしい特産品のギフトがつかれると思っておりますが、今一度、答弁を求めて終わりたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

今帰仁村には、いろいろな団体があると思っております。商工会とか、漁協、JA含めて、いろんな団体があると思っておりますが、そういう皆さんのご意見も聞きながら、特産品どういうのをやるかということは検討させていただきたいと思っておりますけど、今のご質問の中にもあるように、特産品は負けてないというふうに思っております。そういう中で先ほど申し上げました今帰仁村の金額の伸び具合、これはほかの市町村と比較して、相当伸び率はいいというふうに思っております。今後とも、これがもっと伸びていくように、最大努力をしていきたいというふうに思っております。

○ 議長 久田浩也君 次に、山内 聰議員の発言を許します。7番 山内 聰君。

○ 7番 山内 聰君 平成26年第2回今帰仁村議会定例会に当たり、さきに通告してあります3点について一般質問いたします。一問一答方式で行います。

1. 今帰仁村の文化財または文化財的価値のあるものの現状について。①それらの保存・整備計画についてお伺いします。②世界遺産の今帰仁城跡とあわせた計画はないかお伺いします。

2. 百按司墓（ムムジャナバカ）、大北墓（ウーニシバカ）一帯の保存整備について。①文化財指定の有無についてお伺いします。②保存・整備の現状についてお伺いします。

3. 兼次小学校玄関（昇降口）の活用方法について。①用途変更は可能かお伺いします。②その他の活用について考えておられるかお伺いします。

答弁者はそれぞれ教育長、担当課長でございます。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまの山内議員の質問についてお答えいたします。

まず今帰仁村の文化財についてですが、村内の指定文化財は今帰仁城跡と諸志御嶽の植物群落などの国指定8件、県指定13件及び村指定15件あり、その他にも各字に遺跡や有形無形の指定されていない文化財が数多くあります。これらの文化財は、今後とも調査・整備・保存・継承及び活用など一貫して促進し、新たな地域文化の創造に結び付けていくように努める必要があります。

特に今帰仁城跡は、今帰仁城跡附シイナ城跡保存整備計画に基づき、今帰仁城跡調査研究整備委員会の指導助言を仰ぎながら、文化庁の国庫補助事業で整備を進めています。

②について、今帰仁城跡の麓に位置する今泊集落は、城跡の歴史を語る上で欠くことのできない場所で、現在でもフクギ並木等で囲まれた屋敷によって構成され、伝統的集落景観が残る数少ない地域です。観光客も徐々にふえてきています。村では平成26年度と27年度の2カ年をかけ、文化庁の補助により「今泊の文化的景観保護推進事業」を実施してまいります。この事業は今泊集落の文化的価値を確認するとともに、これまでの調査研究の成果をまとめ、今後の伝統的集落景観の保護及び活用の方針を計画書にまとめていく予定です。

続きまして、百按司墓、大北墓一帯の保存整備についてお答えいたします。①について、百按司墓、大北墓ともに平成3年に村指定有形文化財に指定されています。

②について、百按司墓は今から500年以前の有力な按司あるいはその一族の墓であることが推測されています。現在の形は明治22年頃に修復されたもので、墓はザフンと呼ばれている木で作られた家型でその中に木棺があり、その木棺3基を平成8年から9年にかけて修復し村歴史文化センターに展示してあります。また、平成22年度から24年度にかけて古墓群の調査を行い、報告書を作成しています。大北墓は18世紀に建造され、今帰仁城の第2監守を勤めた北山監守とその一族30名余が葬られています。特に整備とかは行っていません。

続いて3番目の兼次小学校の玄関（昇降口）の活用方法についての質問にお答えします。①兼次小学校の玄関（昇降口）は平成16年度に整備され全児童の外履きから上履きへの履き替える施設として使用されてきました。現在は、1年生から3年生の棟と4年生から6年生の棟の2カ所で靴箱が設置され、現在、

同施設は学校用具を保管しています。

ご質問の用途の変更につきましては、施設の一時的利用は可能と考えています。また、本来の設置目的以外の利用につきましては、学校施設としての目的であれば可能と考えられますが、その形態によっては県教育庁施設課と協議したうえで、変更可能と思われます。

②その他の活用については、小学校の玄関口にありますので、児童の作品展示や学校紹介の資料等掲示が考えられますが、将来的には特別支援教室への変更など学校の要望に沿って検討していきたいと思えます。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 村内には、指定されていない文化財等がかなりとあると思えますけど、3月に一般質問した中に、仲尾次の水溜橋の石橋があるわけです。これ本村にも、たしか1つ残っているだけで、県内にも真玉橋等含めて、二、三例しかないと聞いています。それで私はこういう調査も含めて、文化財的価値あるものの保存ができないかどうか、3月に質問いたしましたら、調査をするということでありましたけど、その点について担当課長お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

工事の段階に入っておりませんので、調査までは行っておりませんが、ちゃんと委託して工事を発注する前に調査して、どうするかというのは検討していきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 工事に合わせて調査するということですので、ぜひ保存できるよう調査して指定することを願っています。

そしてその他の本村の文化財的価値あるものも含めて、ぜひ調査していくという予定でありますか、伺います。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

文化財のリストとしては、担当のほうで挙げております。48ぐらいありますけれども、例えば今泊の棒術（無形文化財）とか、諸志の赤墓とか、リストはちゃんと上がっておりますけれども、文化財の指定となりますと、いろいろありますけれども、条件としては村民からの要望があつて、教育委員会の担当は大学の機関とか、調査がなされているものとか、そして指定遺構の物件の管理者から指定に関しての同意を得ることなんです。同意を得られなければ指定ができないということでもあります。従って所有者不明のものが結構ございまして、これに向けて難しいところもございまして、以上です。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 1、2と連動しますので、2の今泊集落の中にあるオーレー御殿、その中にまが玉とか、3月、その前にも一般質問した中で、オーレー御殿、まが玉と、かなり貴重なものがありますけど、これはほとんど無防備状態というか、誰でも入れるような状態で、盗難に遭う危険性があるんじゃないかということでしたら、課長がおっしゃっていたように、地主の同意が得られないと難しいという

ことでありますけど、それも踏まえて今後どうなさる予定なのかお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 今泊集落にございますオーレー御殿、正式に言いますと、阿応理屋恵の祠なんですが、所有者は比嘉さんという方であるのはわかっておりますけども、今、どこにいらっしゃるか把握されておられません。まが玉に関しては、今ございませぬけれども、何年前かに県指定になって、まが玉は歴史文化センターのほうに展示されておりますので、ご覧になってもらいたいと思っております。

あと、去年の10月頃に調査しまして、木の位牌2つなんですけれども、とても価値のある位牌なんですけれども、指定しようということでありましたけれども、比嘉さんがどこにいるかつかめないで、一応これは価値がある位牌でありますので、これも文化センターのほうで一応2つ保管してあります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 それらを含めて努力していただきたいと思えます。

次に百按司墓付近一帯の通路でありますけど、私、ボランティアガイドが行っている3コースの中の今帰仁城付近と今泊集落も含めて、A、B、Cの3コースがあって、3カ年にわたってガイドの案内で見えてきましたら、百按司墓一体の通路がかなり危険な状態なんです。これはボランティアのガイドの方もおっしゃっていましたが、案内するときに草を刈ったりしてはいるんですけど、かなり身の危険を感じながらご案内しているということでありました。そこら辺の整備も含めて、今後、計画されているのかお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。百按司墓はご存じだと思うんですけども、旧運天港の源為朝さん上陸碑の今帰仁村の保安林の中にございますけれども、議員がおっしゃるのは、大北墓から百按司墓のそばを通過して寺原に行く村道につながる道路かと推測されますけれども、これは田園空間事業で、経済課の事業で整備を行った場所かと思っておりますけれども、たしかに階段のところは大丈夫なんですけれども、これは石でできていて、すりつけて滑らないように、大分ギザギザを入れておりますけれども、やはり雨降りは滑るようであります。私も雨降りに降りて登りましたが、下りのほうは、たしかに滑ります。危険です。落ち葉も結構落ちておまして、危険な状態であります。なんせこれは事業が田園空間事業ということで、経済課のほうでやっておりますので、管理に関しては、文化財の管理にはあたりませんので、管理のほうは経済課長のほうに答弁をさせたいと思えます。

○ 議長 久田浩也君 経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 運天地区の公園の整備の件についてですけども、文化財の施設かと思ったんですが、田園空間整備事業で整備したということで、たしかに百按司墓に降りる道とか、手すりとか、破損しているのが見受けられましたので、手すり等の安全柵とか、当面の安全通知を喚起しながら、滑らないような対応を取りながら早急に対応できるか検討していきたいと思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 田園空間事業ということではありますが、これはぜひやっていただきたいと思いま

す。そして私が社会教育課長に質問している場所は、百按司墓の崖下周辺に墓群が何カ所かありますよね。この通路ということの質問をしておりますけれども、そこの岩肌が草の葉っぱが落ちたり、足場が悪いところですよ。そこら辺の場所を言ったつもりであります、その点に関して質問します。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

たしかに田園空間事業で整備されたところから横のところなんですけれども、ここは500年前の墓で、自然の地形を利用した墓であります。よって、やはり人の手で触ることはできない状況でありまして、たしかに土嚢とか、ブロックとか置かれてやっておりますけれども、たしかに歩きにくいところはございますけれども、なんせ文化財でありますので、あまり手をつけなくて、ここを参拝する方は、ぜひ気をつけながら見てもらいたいと思っております。最小限の危険をなくするようにやっていきます。管理のほうは、ちよくちよく行っているつもりでありますけれども、たしかにブロックが横になったり、危険とかもありますので、常に回って危険のないように努力していきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 ぜひやっていただきたいと思うと同時に、この場所は、ボランティアガイドが村内外の観光客の皆様とか、修学旅行生も常時ではないですけど、ご案内しているようでございます。ですからこの場所に行かれる方も多くなっていくと思いますので、それはぜひやっていただきたいと思います。それと合わせて、関連質問になると思うんですけど、村内の児童生徒にこういう場所があるということで、体験学習と申しますか、そういうことをやっているかどうかお伺いします。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

社会教育文化財係では、毎年ムラ・シマ講座という講座を開いております。これは何年も続いている講座でございまして、当初は小学生、中学生向けの講座でありました。今は村民、北部の方を対象にして講座を行っております。もし学校から要望等がございましたら、文化財担当で案内をしていきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後2時50分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後2時50分)

学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問にお答えします。

先ほど社会教育課長のほうから説明があったとおり、ムラ・シマ講座を利用した小学生を対象にした、年間を通しての毎月の村内外の文化財の学習を行っているところです。学校単位では、現在のところ行われていない状況ですので、学校と調整をしながら、地域学習の一環としてプログラムが組めれば検討していきたいというふうに考えております。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 次に3番目にいきます。

兼次小学校の玄関口にありますが、答弁の中にありますように、学校用具の保管をしておりますけれども、

P T Aからも要望が出ていまして、展示とかやるということでやっていますが、ある意味で、玄関入口でありますので、学校側としても保管庫をほかの場所に移転したいということでありましたけど、なにしろ予算が伴うということで、なかなか進んでない状況と聞いています。そこら辺の用具保管庫の予算措置は可能かどうか伺います。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問にお答えします。

ご質問の用具保管庫の要望については、現在のところ、学校から具体的につくりたいという申し出は来ておりません。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 出てないということではありますが、私が校長から聞いた範囲の中で、私も学校評議員の一員であります。その中で聞いた話では、コンテナを購入して、場所を移すという予定でありましたが、かなり高額の様です。10万円では買えないようで、20万円、30万円ぐらいするみたいです。要望がでた場合そこら辺のところを考えると、ある程度の予算措置はしてあげたほうがいいんじゃないかと思うんですが、どう考えておられるか伺います。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問にお答えします。

6月、9月、12月と議会当初予算の編成のときにも、いろいろ学校サイドからは、いろいろな要望が出てきております。その中に、特に重要度の高いものから財政と協議して予算化をしていただいております。兼次小学校についても、学校の要望で放送室の改築、壁の若干の修理と、クーラーの設備をしまして、子供たちの勉強の場をつくったりするというような緊急度の高い事業から予算化をして導入しております。兼次小学校については、要望の中から保管庫の要望が、緊急性が高くなったり、昇降口の次の計画が具体的に決まって、早急に保管庫をつくらなければならないという状況にあれば、調整してつくっていきけるというふうに考えております。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 ②の将来的には、特別支援教室への変更など、要望に沿っていきたいということではありますが、これは一応申請は出ていますか。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまの特別支援教室等についてのご質問にお答えします。

特別支援学級の新設につきましては、県規定の人数がありますので、毎年、特別支援学級に相当するかどうか等の適正就学委員会をもって調査はしているんですが、兼次小学校につきましては、設置基準の人数に満たさないものですから、申請はまだ行っておりません。

○ 議長 久田浩也君 7番。

○ 7番 山内 聰君 人数が満たした上で、私が聞いた限りでは、保護者の同意も必要ということ聞いておりますけど、そうなった場合は、前向きに考えるということによろしいですか。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまの質問にお答えします。

特別支援学級の申請をして、それが認められたときには、昇降口の施設も非常に立派な施設ですので、それを改造して特別支援学級に変更していくつもりでございます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後 2 時 57 分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後 3 時 05 分)

次に、東恩納寛政議員の発言を許します。11番 東恩納寛政君。

○ 11番 東恩納寛政君 平成26年第2回定例会に当たりまして、さきに通告してありました2件について一般質問を行います。

1点目は、今帰仁村営住宅新築及び改修並びに環境整備について。(1)村営住宅の建設概要(初年度着工時期及びこれまでの各字の建設数)。(2)旧今帰仁中学校跡地に建設した仲宗根団地の空き地の緑化計画について。(3)村営住宅の入居者の世帯主が死亡または離婚等で退去した場合の残された世帯員の扱いについて。(4)各字の村営住宅誘致状況について。(5)今後、年度別の村営住宅建設計画について。(6)その他、村営住宅に関する全般事項について。

2点目は、臨時福祉給付金事業、子育て世帯臨時特例給付金給付事業について、7月から申請が始まる臨時福祉給付金給付事業、子育て世帯臨時特例給付金給付事業について。(1)同事業の周知・広報は万全か。(2)二つの給付事業の優先または選択は可能か。(3)同事業の申請期間の延長は。(4)その他事業全般について。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 11番 東恩納寛政議員のご質問にお答えいたします。

今帰仁村営住宅新築及び改修並びに環境整備についてのご質問にお答えいたします。(1)村営住宅の建設概要について。平成26年度における本村の村営住宅は11団地、100戸の住宅を供給しています。その概要としては、次のとおりであります。

番号	建設年度	団地名	戸数	字名
1	昭和59年度	湧川団地	6戸	湧川
2	昭和59年度	天底団地	12戸	天底
3	昭和60年度	今帰仁団地	12戸	平敷
4	昭和60年度	兼次団地	6戸	兼次
5	昭和62年度	勢理客団地	6戸	勢理客
6	昭和63年度	与那嶺団地	6戸	与那嶺
7	平成2年度	勢理客第2団地	6戸	勢理客
8	平成4年度	謝名団地	6戸	謝名
9	平成5年度	山岳団地	12戸	天底
10	平成9、10年度	玉城団地	16戸	玉城

番号	建設年度	団地名	戸数	字名
11	平成25年度	仲宗根団地	12戸	天底
合計			100戸	

となっております。

次に（２）仲宗根団地の空き地の緑化計画について、ご質問の団地敷地内は、全面的に舗装整備がなされており緑化計画はございませんが、入居者から、公立保育所や社会福祉協議会等に入入りする車両による粉塵防止のため、団地東側に植栽の要望がありますので、植栽計画について、今後検討していきたいと思っております。

（３）村営住宅の入居者の世帯主が死亡または離婚等で退去した場合の残された世帯員の扱いについて。今帰仁村営住宅の設置及び管理に関する条例によれば、村営住宅の入居者が死亡、又は退去した場合、同居していた方が引き続き、当該村営住宅に居住を希望するときは、村長の承認を得なければならないとされております。同条例施行規則において、①入居者が死亡したとき、②ほかに転出したときの手続きが規定されております。従いまして、同条例及び同条例施行規則の規定に基づき、村長の承認を得て、引き続き居住することができるものとなっております。ただし、公営住宅法施行規則第11条の定めにより、入居者と同居していた期間が1年に満たない場合、収入が基準を超える場合、従前の入居者が家賃の滞納がある場合、管理条例違反等に該当する場合は、入居継承を承認することができないこととなっております。

また、村長が承認するに当たっては、国土交通省住宅局住宅総務課長通知「同居承認及び入居継承承認について（平成17年改正）」の運用方針を基本として決定しております。

（４）各字の村営住宅誘致状況について、村営住宅建設の誘致につきましては、各字行政懇談会等で話題に上がった字はございますが、文書で誘致がありましたのは、湧川区からだけであります。

（５）今後、年度別の村営住宅建設計画について。北部連携促進事業を活用し、平成28年度に（仮称）村営兼次第2団地（12戸）を建設する方向で調整を進めておりますが、（仮称）兼次第2団地（6戸）、ほかの地域への建設（6戸）の分割案についても検討を行ってまいりたいと思っております。

次に2. 臨時福祉給付事業、子育て世帯特例給付事業についてお答えいたします。

（１）について、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時給付金」事業は、ご承知のとおり、今年4月からの消費税率の引き上げを受けて、低所得者や子育て世帯の負担緩和を目的に暫定的、臨時的な措置として、対象者へ臨時給付金を支給するものです。

本村においても、2つの給付事業の給付申請の受付開始を7月15日から3カ月間と設定し、現在その準備を進めているところであります。この2つの給付金の広報については、各公民館や村内各事業所等へのポスター掲示のほか、事業内容を村広報紙、村ホームページ等へ掲載しており、あわせて区長会や民生委員協議会等へも協力を仰ぎ、事業の周知・広報に努めております。また、6月下旬には村内全戸に給付金の概要等を記載したチラシと給付審査に必要な同意書を送付するほか、住民健診や各種催し等において看板告知を行ってまいります。また、国や県でも未受給者が出ないよう6月16日からテレビやラジオ、新聞等を活用し、随時周知を行っているところでございます。

(2) について、二つの給付金事業については、それぞれ給付要件が異なりますが、両方の要件に合致する方は「臨時福祉給付金」を優先とし、選択することはできません。また受け取ることができるのはどちらかひとつの給付金となります。ただし、まれに世帯の中で「臨時福祉給付金」支給該当者と「子育て世帯臨時給付金」の該当者が混在するケースもありますので、申請の際、審査によって判定させていただくことになります。

(3) について、2つの給付金事業の申請期限は、本村の両給付金支給実施要綱に基づき、申請開始日から3カ月経過した日をもって受付を終了することとなります。ただし、やむを得ない事由により申請期間の終了までに申請ができなかった方に対しては、最長で開始日から6カ月間は対応してまいります。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後3時16分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後3時16分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 一通り答弁をいただきましたので、通告順に再質問をしたいと思います。

まず、建設概要については、先ほど答弁がありましたとおり11団地100戸となっておりますが、湧川団地からスタートして、ちょうど30年になっております。今の答弁の中の概要なんですけど、昭和59年から平成10年まで10団地、ほぼ1年に1つの団地が15年間でできております。そして先ほど完成しました仲宗根団地については平成25年度ということで、これも15年かかっております。とてもバランスが悪いという感じなんですけど、これが要望がなかったかと思うんですけど、30年で11団地、そのうち10団地は15年かかって、残り1団地は、約15年かかっていますね。去年、待機者の問題がありまして、約25世帯ほどあったと聞いておりましたが、今年の仲宗根団地、5月1日から入居者を開始していますが、応募者は何名だったのか。記録があれば答弁求めたいと思います。世帯数でいいです。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後3時19分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後3時19分)

総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

平成25年度新築しました仲宗根団地、12戸の募集をしましたところ、73戸程度の応募がございました。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 73戸程度と、75名ぐらいだったかと思うのですが、12名の応募にそれだけいたということを知りたかったわけなんですけど、15年もかかっていたせいというよりは、やはり団地待望論というのがあると思うんです。住民は待ち望んでいるということです。資料がないかもしれませんが、去年まで25名ほど待機者があって、それも質疑でも確認しましたら、この仲宗根団地にも募集の中で待機者も該当すると聞きました。12名のうち、待機者が入っているのか、それも新規なのか、何名か入ったかどうか。資料がありましたら。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

今、手持ちにはございませんけど、後ほど必要であればお配りしたいと思います。以上です。

- 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後 3 時21分)
- 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後 3 時32分)

総務課長。

- 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

新仲宗根団地のほうに空き家待ちの方が何名入ったかというご質問だったと思いますけど、2人です。

以上です。

- 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後 3 時32分)
- 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後 3 時32分)

総務課長。

- 総務課長 小那覇安隆君 答弁漏れがございました。応募者の中に空き家待ちが何名いたかということは、70名余りいますので、今、突合しないと何名申し込みしたか調べさせていますので、以上です。

- 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後 3 時33分)
- 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後 3 時33分)

総務課長。

- 総務課長 小那覇安隆君 答弁漏れがございました。先ほど70名余りと言ったんですけど、正確には71名です。その中から1名が応募要件に合わないということで、70名のうちから選んだということです。

以上です。

- 議長 久田浩也君 11番。

- 11番 東恩納寛政君 2名ということは、解消されたのは、待ちの中から2名減ったということになります。10年もかけて10団地100戸入った割には、今回はあまり解消されてなかったということになります。要するに、何が言いたいかというと、まだまだ団地入居希望者が多いということになります。当然、それは、今帰仁村に団地が少ないということになるんですが、もちろん民間の団地もいっぱいありますので、必ずしもそうではないんですが、やっぱり入居条件なんですね。特に金銭面で。一般のアパートよりは、格安に入れるということでありまして、それだけ入りたい希望者も多いということであれば、当然の村の施策の中に団地計画は入れないといけないだろうということで、今回は質問の通告に入れていたわけです。12名が入ったということでは、それはそれで1つの目的は達成されたわけですが、2番目の空き地の緑化計画についてと書いてあるのは、聞き方がちょっと舌足らずだったと思いますが、私が聞いたかったのは、答弁にあるように、舗装がされて、全面的に緑化されていると書いてあるんですが、団地の中ということではなくて、学校跡地そのものなんです。団地というのは学校の一角を塀で仕切って舗装もされています。そこはたしかに団地です。環境としては、中学校跡そのものも団地の庭みたいなものなんですね。くっついていきますから。なぜこれをしたかということ、実際入った人からの要望がありまして、今は梅雨時でそれほどではないわけですが、入った時期が真夏に近いようなところだったということで、埃がすごいと、窓が開けられない状態だったというふうにありました。団地内ではなくて、堀の外です。堀といっても1メートルぐらいで、ないのと同じです。特に2階のベランダは、雨の降らない日は洗濯物が

干せないそうです。というのは、社協があって、保育所があります。さらに上のほうには教室を利用している事業者もいますので、車が頻繁に入っているわけです。その中で埃が団地のほうにもろに来ると、西側ですから。洗濯物が真っ白になると、この1カ月足らずでこんな感じなんですね。そこで要望として、植栽と書いたのは、芝生か何かということなんですね。あれはすべてが通路じゃないわけですから、一部は芝生もありますので、せめて団地に近いところは芝生を敷設して、埃防止ということなんですよ。実際、まだつくったばかりでこれからだとは思いますが、ここは入った人から既に要望が出ておりますので、それについては改善の必要があると思います。いかがですか、村長。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

仲宗根団地の空き地の緑化についてということでありましたので、先ほどの答弁になりましたけど、今帰仁中学校跡地の全体的な緑化計画ということについては、今後、検討をしていきたいと思っておりますけど、ただ道路とか、社協が使っている駐車場、保育所の駐車場とか、そこは舗装をする必要があるというふうに考えています。団地の隣の空き地については、これを緑化するかというのは、今後の計画とか、いろいろありますので、検討させていただきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 ぜひ検討していただきたいと思っております。これは12世帯の住宅用地になっているわけですから、保育所もありますし、子供たちも住んでいる。もちろんこちらには世帯がありますから、当然、住環境の整備はこれから必要になると思っております。そういう意味で通告しているわけです。

2番目の入居者の世帯が出た場合、死亡または離婚等ということだ答弁がありました。これは当然、入居規則、施行規則にもあります。これも入居者からの切実な疑問、世帯主が亡くなった場合、子供を想定しているわけです。すべてが大人とは限らないわけですね。母子家庭、父子家庭もあるわけです。例えばお父さんが1人で子供たちが2人いると、何らかの理由で亡くなったりした場合、子供たちはどうなるかということがありました。これは規則の中にはないのかなと思うんですが、残りの人が入れるというのは当然わかります。でも生計をもった大人が亡くなって、子供たち、いわゆる未成年、高校生とかもあると思うんですが、そういった場合は、おじさんとか、お婆さんとかが入れるのかどうか。特殊な事情にはなると思うんですが、こういったものも想定しているかと思っております。こんな場合、親が出たから出ないといけないというふうになるのかどうか。入っている人を安心させるため、これはぜひ、こういった状態のときも考えておく必要があると思うんですが、どうなりますか。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

質問の趣旨といたしましては、団地の承継を子供にできないかということだと思っておりますけども、国が示されている基準では、承継事由が発生した場合、死亡とか、離婚等々があった場合には、当然、配偶者が優先される。配偶者及び高齢者、障害者等で、特に居住の安定を図る必要があるということでもあります。子供を限定していないのは、いわゆるこれが相続して、どんどんその家庭だけが残っていくことも課題であるといったことで、今のご質問の中で未成年者の場合は、特に事業主体である事業者が認めれば認めて

いくことによって居住できるという特例もございますので、今のような話はケースバイケースの中で受けていくということになるかと思えます。原則は配偶者という規定がございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 繰り返すわけですが、例えばこれはケースバイケースとして、お父さんと子供がいたとして、お父さんが亡くなったときに、そのお父さんの兄弟、もしくは親が入ることもあり得るといふふうに想定していいわけですね。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

国が示されている基準には、新たに入るといふことは想定はされていませんけれども、その未成年者が一定の保護を必要とする場合であれば、そういう特殊の場合があるのか、それともそれによって認められる場合に当たるのかどうか。それはその事例があったときに、通達でもありますけれども、社会通念上、入居継承を認めることが適当であるという事業者の主体的な判断というのがありますので、その場で判断ができると思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 あまり最悪の事態ばかり考えるということはないと思うんですが、そういったことも想定されるということは、やっぱり考えておくべきじゃないかなと、そうでなければ、弱者としては、子供たちは生計を営む手段はないわけですから、そのまま路頭に迷わすわけにはいかないとしますので、それはケースバイケースでやってくれるかと思えます。3については答弁で十分であります。

それから4番目ですが、字の誘致状況については、いろいろ口頭、あるいは世間の話としても出ておまして、そろそろうちのところに来ないかなというのは、字からあると思えます。答弁では、実際には文書で誘致があったのは、湧川区からだけとありました。湧川区に対して答弁がありましたら、私も聞いてはいるんですが、いつ頃できるとかは聞いておりませんので。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後3時45分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後3時45分)

総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

この答弁でも述べておりますけれども、行政懇談会とかでは、その話題は上がったことがありました。その文書で2年ぐらい前に、湧川からは要請がございますけれども、具体的な用地があるからという要請ではございませんでしたので、その辺は要請を受けているというような状況です。これは今後検討していくということです。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 文書には文書で答えるべきだろうと思うんですが、答弁がないということですね。今でも実際は待っているところなんです。そろそろ湧川に来てもいいんじゃないかという話がありましたけれども、文書が出ているのも私もこっちで見たんですが、これが当然出ていけば、文書で答えるべきだと思うんですが、次の年度計画の中にもありますけれども、兼次団地とか出ておりますが、ある意味

では、湧川区は期待していると思いますから、その点では。

この5とも絡んでくるわけですけど、平成28年度に仮称と書いて兼次第2団地を建設する方向と、これは3月議会でも答弁がたしかあったと思いますが、私は平成27年度と聞いた覚えがあるんですが、まだ2年後なんですか。計画はあるわけですか。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

今の計画は平成27年度の設計が入りまして、具体的な着工が平成28年度ということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後3時48分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後3時48分)

総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

3月議会でも答弁しているとおおり、平成27年度中の設計発注で、平成28年度の着工と、3月議会でも同じように答弁しています。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 平成28年度に実施するというので理解しております。どういうことなのか。学校跡なのか。それとも新しく用地を確保しているのか。もし概要でもあれば、ここで少しだけでもいいですので、説明を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質問にお答えします。

今の計画では、第1案は学校跡地ということです。分割案というのは、もっと重要な用地が確保できるかどうかで第2案もあり得るということでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 団地ができたばかりで、次のことと言っても村も大変やりにくいかと思うんですが、最初の答弁にあったとおおり、建設年度の報告を見ても、30年で11団地、15年かかって10団地で残り15年で1団地しかできてないんです。計画的につくるのであれば、やっぱり何年にいくつというふうなもの、当初から村の住宅要求事情を住民分布図でも見て、長期計画を立てたほうがいいんじゃないかと思えます。30年の計画から見ると、前半の15年で90%つくって、残り15年は1つしかつくってないということですから、もっと計画性をもって団地建設に当たってほしいということで、1番は終わりたいと思います。

第2に移りたいんですが、臨時福祉給付金、これは3月定例会でも一般質問を出したんですが、いよいよ実施の段階になって、3月定例会の答弁と少し違ってきたような気がするので、再度出したんですが、まず、周知徹底の方法なんですが、3月定例会でも一般質問の中で広報に出す。あるいはホームページに出すということで、4月からそういうことも始まるということだったんですが、やっと6月になって広報紙に入ると思ったら、広報紙はどこにも載ってありませんでした。聞くところによると、広報紙の中にこ

ういうふうに入っていたというのが現状です。今の広報紙のあり方なんですが、私は何度もこれは指摘したと思うんですが、5日に発行しても、15日以降に届くところが多いわけです。急ぐところはとても間に合わない。それは村長の施策であちこち削ったせいであるとも聞いておりまして、今、3分の2ほどになっております。これだけのものを入れるのは、今回の事業費で十分間に合うと思うんですよ。広報紙の中にページを増刷して、入れてもいいんじゃないかと思うんです。この白黒の印刷物できた場合には、村民の誰かがコマーシャルしているとか思えない。お知らせしますとなっているんですが、はたして何名の世帯が見たかということです。最近の広報紙は、うちのところにもくるんですが、字の連絡とか、そういったものと一遍にきて、目的のものは広報紙なので、ほかは投げて捨てるというのが結構あるんです。100%までは見られてないと思うんです。今回の事業費は、たっぷりあるんです。そこに既にプレハブきています。それも今回の子育て支援事業の分ですね。3カ月使う割には、すごいものだなと思うんですが、この事業費を使えば、これは広報紙の中に入れられたんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまのご質問にお答えいたします。

国のほうでも、個々の臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金事業につきましては、未受給者が出ないような取り組みを各市町村で行ってもらいたいというところで通知もあります。本村といたしましても、あらゆる広報媒体を使って、今後とも周知していく予定であります。3月議会にもお答えしたように、村の広報紙を使った広報方法につきまして、今、東恩納議員の手元にありますチラシのほうなんですけれども、かなりの情報量がありました。そのすべてを広報紙に掲載すると、これまでの必要であった情報が少なくとも削減しなければならないという状況と、あえて今回、特別な給付金でありますので、より住民の方に知ってもらうために情報量を多くして、別冊というかたちで印刷してまいりました。私たちのほうでは、この情報に関しては、1回限りではなく、いろんなかたちで住民のほうに周知していくことが望ましいと考えております。つきましては、ホームページでありましたり、その他、ポスターの掲載、国のほうでは機械的なコールセンターではなくて、実際にご本人の質問に一問一答方式でお答えできるようなコールセンターも準備しております。先ほど村長からも答弁がございましたけれども、やはり住民健診とか、さまざまな村で開催される催し物につきましても、移動式の看板をもって告知を図っていきたいと考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 目的は達せられるとは思うんですが、3カ月しかないのでも、また来月の広報紙までは、あと2カ月しかないということですが、やっぱり広報紙の中に入れるべきだと思ったんです。広報紙だったら全部見ますのでね。これは今言ったとおり、見てない人もいるし、なんだろうとか思わないと思うんです。これは今までの給付金とは違って、完全な申告制ですから、給付される側が申し込みしないと、これは受けられないわけですよ。そこを最初からきちっと説明しないと、待っていたらくると思っている人もいると思うんです。中には申請しないともらえないということもあって、現実には、かなり漏れが出るだろうとみております。

そこで2つ目の事業なんですが、期間の延長というのは、当初から国の方針でも3カ月とは決めていま

すが、事情によっては6カ月に延ばすと、いわゆる今年いっぱいには可能なんです。漏れ者が出ないように最後までやるべきだと思うんです。ですからこれについては答弁にもありますとおり、場合によっては、できなかった者、最長で、やむを得ないと書いてありますが、これはやむを得ないじゃなくて、100%になるまでは延長してでももらうべきだと思うんです。それについては村からの持ち出しはないわけですから、それで2番目にありますけれども、事業の優先、選択ということで、なぜこれを書いたかという、今回の場合は優先されるのが福祉給付金ということで、まずこれが優先される。さらにその中に子育て支援金がある場合には、それも考えるということですが、やはり子育て支援金がある場合には、条件を抜きにして、そこに回したほうがいいと思います。というのは福祉給付金は世帯に1万円と決められています。でも子育ての場合は、子供1人につき1万円と、事情によっては1万5,000円まで延長という事情もあります。だからこういうものは国から給付金ですから、村民の利益になることを優先にするべきだと思うんです。これ村が考えて、国に申請して、ここは支援金にすべきだということをすべてにすれば、ある意味で言うと、今帰仁村民のためになると思うんですよ。両方が該当するのがそんなにならないと思うんですが、該当した場合は、ぜひ無条件にここに回してもらいたい。これは必ず優先されるのは、子育てではないとは書いているんですが、そこはぜひ決められるかと思いますが、どうでしょうか。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質問にお答えします。

この制度は、消費税の引き上げに際して、所得の低い方への負担に鑑み、支給される制度であります。制度そのものは国統一しておりますので、本村のみ、その制度等に合致しない方法での給付方法はできないような状況であります。先ほどの件ですが、補足いたしますけれども、臨時福祉給付金につきましては、世帯の中で非課税の方お一人に給付されるものです。そして子育て世帯臨時給付金と申しますのは、課税であっても、中学生以下の子供がいる世帯で平成26年1月分の児童手当を受給している方になりますので、必然的にどちらかの給付金が有利かと申しますと、非課税でありましたら、臨時福祉金のほうが世帯全員非課税でありましたら、4名家族でありましたら4名世帯すべての人数に対応されるというところであります。加算につきましては、年金等、それ以外の制度の年金等、手当とかに応じて加算がされますけれども、制度上の中では、臨時福祉給付金が優先されるほうがよろしいというところで認識を持っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 この答弁にもありますけれども、子育て支援給付金と臨時福祉給付金が混在すると、これは村内にも該当しますか。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 現在、非課税世帯であるか、どうであるかにつきましては、ご本人の所得情報が必要になってきますので、正確な数値は把握できておりません。

当初の質問に戻りますけれども、今後、広報方法といたしまして、個人の課税情報に関しては、個人情報的などから利用できないために、今回、一斉に全戸の世帯に、子育て世帯臨時給付金、臨時福祉給付金については、発送する予定です。その中で個人の情報の利用、承諾するための同意書をもって非課税

世帯等につきましては、調査していくところでありますけれども、休憩願います。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後4時04分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後4時04分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質問に改めてお答えします。

混在するケースにつきましては、非課税世帯、課税世帯等の調査のもとによって判明いたします。想定されるところから非課税世帯が対象になる世帯、子育て世帯が対象となる世帯があり得るものと考えられております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 これ詳細に読んだんですが、実際あるわけですよ。私も知っていますから。この仕組みを見ればわかるんですけど、課税されない世帯、単身世帯はそうなるんですよ。非課税世帯があって、今年の1月1日現在で、中学生がいる、高校生がいる、中学生といっても3年生であれば該当します。高校生1年生でも該当する。そうすると結構いると思うんですよ。なぜそういうふうにしたかという、2万円もらうべきところを1万円しかもらえないわけですよ。1つにしたら。例えば1人の母子家庭があって、一定の収入がないので非課税と、そこに高校1年生になったばかりの子がいる。中学生3年生がいる。今度、高校生になっているとしても、1月1日現在は、まだ中学生だったということで、これは子育て支援に該当するわけです。でも、非課税世帯なので、この条件からすると、臨時福祉給付金がまず該当するんです。そうするとこの家にもらえるのは1万円なんです。ところが次の混在のケース、子育て世帯で申請すれば2万円になるんですね。子供1人につき1万円ですよ。ですからこういうのが読めるので、村の判断をして、この場合は臨時福祉金ではなくて、子育て世帯に該当させましょうということを経験として入れてくださいということですよ。場合によっては3倍になる場合もありますよ。3万円の人もいるし、4万円もあるかもしれないんですが、4万円もらえるのに1万円では、えらい違いですから。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後4時07分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後4時11分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質問にお答えします。

子育て世帯臨時給付金につきましては、平成26年1月の児童手当の対象となる児童お一人に1万円が支給されます。臨時福祉給付金は住民税の非課税世帯を対象に、1人につき1万円が支給されます。老齢年金などの基礎年金などの受給者は、さらに5,000円が追加されるということでもありますので、優先につきましては、臨時給付金を支給していくということです。以上です。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後4時12分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後4時16分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 勘違いしているかもしれませんが。私は子育て世帯が非課税世帯には存在しないというのは考えてなかったものですから、それは考え違いだったということで、わかりました。それはそ

れで選べないということで、漏れがないように、12月までは最長ありますよね。当初の予定では、7月から9月までの3カ月ですが、実際には最長は6カ月というふうにありますので、これは該当するわけですね。今帰仁村の場合でも、9月で打ち切るんじゃないなくて、12月までこの制度は持っているということで、どの程度が該当するかはこれからすると。そしてここに書いてあるとおり、もう下旬ですが、いつ頃送る予定ですか。全世帯に配布するのは、個人情報許可証というか、それは準備できているわけですか。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまのご質問にお答えします。

ただいま準備を進めているところでありまして、具体的には来週半ば頃に点検をいたしまして発送をする予定です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 大分回り道をしましたけれども、今まであった福祉金とは、かなりややこしい制度で、なるべく国はたくさん出さないようなことだろうと思うんですが、場合によっては、来年もありますので、これはぜひ100%漏れのないように、と言ってもかなり申告の問題があって、難しいと思うんです。そうするとこの問題は、該当しそうな家をどのようにして申告まで持っていくか。申告をしない家があると、それは実際には該当しないわけです。それはある程度、文書を送って反応を待つだけですか。それとも積極的に出ていきますか。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 文書については、1回目は全戸に通知を送ります。2回目につきましては、反応がない世帯、漏れ者についても、申請書も含めて、お送りしたいと思います。その後、漏れ者の数にもよりますけれども、できる限り、対象者に電話なり、また自宅訪問なりは検討していきたいと思えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 概要はわかりました。実際の申請はここに来るということですか。それとも申請書は郵送で送るとか、各字にチラシを配布しますよね。同意書は一旦送付しますが、この同意書は持ってくるのか。それとも送り返していいのか。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 宮里 晃君 ただいまの質問にお答えします。

申請の受付は、郵送もしくは直接持参でも申請可能です。郵送の申請につきましては、申請書の中に返送用封筒が入っておりますので、その封筒の中に必要事項を書き込んだ申請書と添付書類を同封していただきまして、返送していただきましたら、こちらのほうで審査をして振込手続に入ることになります。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 大変わかりやすい説明で納得しました。1つだけ勘違いしていたところがありまして、ぜひ100%もらうべきものでありますから、もらうべきものはちゃんと届けて、給付を完全に実施してください。臨時給付金について以上、終わります。

○ 議長 久田浩也君 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(散会時刻 午後 4 時21分)